

平成 2 2 年 第 7 回

芦北町議会 1 2 月定例会会議録

開会 平成 2 2 年 1 2 月 1 6 日

閉会 平成 2 2 年 1 2 月 1 7 日



熊本県芦北町議会

平成 2 2 年第 7 回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
1 2 ・ 1 6	木	本会議（開 会） 諸般の報告 町長の提案理由説明 議案審議 （散 会）
1 7	金	本会議（開 議） 一般質問 閉会中の継続審査・調査の申出 （閉 会）

目次

第1号（12月16日）		頁
1	議事日程	3
2	出席議員氏名	4
3	欠席議員氏名	4
4	説明のため出席した者の職氏名	4
5	事務局職員出席者	5
6	開会 開議	11
日程第1	会議録署名議員の指名	11
日程第2	会期の決定について	11
日程第3	諸般の報告	11
日程第4	町長の提案理由説明	11
日程第5	議案第49号 平成22年度芦北町一般会計補正予算（第7号）	12
日程第6	議案第50号 平成22年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正 予算（第3号）	21
日程第7	議案第51号 平成22年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算 （第2号）	23
日程第8	議案第52号 平成22年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算 （第1号）	24
日程第9	議案第53号 芦北町老人ホーム条例を廃止する条例の制定につ いて	25
日程第10	議案第54号 芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て	25
日程第11	議案第55号 財産の処分について	26
（一括議題 日程第13まで）		
日程第12	議案第56号 あらたに生じた土地の確認について	28
日程第13	議案第57号 字の区域の変更について	28
日程第14	議案第58号 町道の路線認定について	30
日程第15	議案第59号 工事請負契約の締結について	30
日程第16	議案第60号 工事請負契約の締結について	34
日程第17	議案第61号 芦北町立星野富弘美術館心の基金条例の制定につい て	36

日程第18 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	41
(一括議題 日程第21まで)	
日程第19 請願第1号 小学校就学前までの子どもを対象とした国の医療費無料制度を早期に創設することを求める請願書……………	42
日程第20 請願第2号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める国への意見書提出を求める請願……………	42
日程第21 陳情第17号 国の責任による安心・安全な国土づくりと出先機関の存続を求める意見書提出に関する陳情書……………	42
日程第22 陳情第19号 石間伏～上木場間連絡道の町道認定に関する陳情……………	44
7 散 会……………	44

第2号(12月17日)

1 議事日程……………	47
2 出席議員氏名……………	47
3 欠席議員氏名……………	48
4 説明のため出席した者の職氏名……………	48
5 事務局職員出席者……………	48
6 開 議……………	53
日程第1 一般質問……………	53
(1) 宮内道則議員第1回目一般質問……………	53
○竹崎町長答弁……………	55
(2) 宮内道則議員第2回目一般質問……………	56
○竹崎町長答弁……………	57
(3) 宮内道則議員第3回目一般質問……………	57
(1) 坂本登議員第1回目一般質問……………	57
○竹崎町長答弁……………	60
○迫本住民生活課長答弁……………	61
○大岩福祉課長答弁……………	62
(2) 坂本登議員第2回目一般質問……………	62
○竹崎町長答弁……………	62
(3) 坂本登議員第3回目一般質問……………	63
○竹崎町長答弁……………	64

(4) 坂本登議員第4回目一般質問	64
○竹崎町長答弁	65
(5) 坂本登議員第5回目一般質問	65
○竹崎町長答弁	65
(6) 坂本登議員第6回目一般質問	65
○竹崎町長答弁	65
(7) 坂本登議員第7回目一般質問	66
(1) 川尻成美議員第1回目一般質問	66
○竹崎町長答弁	69
○本山教育委員長答弁	69
○中原生涯学習課長答弁	70
(2) 川尻成美議員第2回目一般質問	71
○中原生涯学習課長答弁	71
(3) 川尻成美議員第3回目一般質問	72
○中原生涯学習課長答弁	72
(4) 川尻成美議員第4回目一般質問	72
○竹崎町長答弁	73
(5) 川尻成美議員第5回目一般質問	73
○中原生涯学習課長答弁	73
(6) 川尻成美議員第6回目一般質問	74
○中原生涯学習課長答弁	74
(7) 川尻成美議員第7回目一般質問	74
○井上財政課長答弁	75
(8) 川尻成美議員第8回目一般質問	75
○竹崎町長答弁	75
(9) 川尻成美議員第9回目一般質問	76
○竹崎町長答弁	77
(10) 川尻成美議員第10回目一般質問	77
(1) 寺本順一議員第1回目一般質問	77
○竹崎町長答弁	79
○井川総務課長答弁	79
(2) 寺本順一議員第2回目一般質問	79
○竹崎町長答弁	80
(3) 寺本順一議員第3回目一般質問	80

○竹崎町長答弁	81
(4) 寺本順一議員第4回目一般質問	81
○竹崎町長答弁	82
(5) 寺本順一議員第5回目一般質問	82
(1) 林田耀宏議員第1回目一般質問	82
○竹崎町長答弁	85
○坂梨商工観光課長答弁	85
(2) 林田耀宏議員第2回目一般質問	86
○竹崎町長答弁	87
(3) 林田耀宏議員第3回目一般質問	88
○竹田建設課長答弁	88
(4) 林田耀宏議員第4回目一般質問	88
○坂梨商工観光課長答弁	88
(5) 林田耀宏議員第5回目一般質問	89
○坂梨商工観光課長答弁	89
(6) 林田耀宏議員第6回目一般質問	89
○坂梨商工観光課長答弁	90
(7) 林田耀宏議員第7回目一般質問	90
(1) 宮尾秀行議員第1回目一般質問	90
○竹崎町長答弁	92
○柳田農林水産課長答弁	93
○本山教育委員長答弁	95
○山本上下水道課長答弁	95
(2) 宮尾秀行議員第2回目一般質問	96
○竹崎町長答弁	96
(3) 宮尾秀行議員第3回目一般質問	97
○柳田農林水産課長答弁	98
(4) 宮尾秀行議員第4回目一般質問	98
○竹崎町長答弁	99
(5) 宮尾秀行議員第5回目一般質問	100
○本山教育委員長答弁	101
(6) 宮尾秀行議員第6回目一般質問	101
○山本上下水道課長答弁	102
(7) 宮尾秀行議員第7回目一般質問	102

○竹崎町長答弁	103
(8) 宮尾秀行議員第8回目一般質問	103
日程第2 発議第6号 小学校就学前までの子どもを対象とした国の医療費 無料制度を早期に創設することを求める意見書案	103
日程第3 発議第7号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に 基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求め る意見書案	104
日程第4 発議第8号 国の責任による安心・安全な国土づくりと出先機関 の存続を求める意見書案	105
日程第5 発議第9号 環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）交渉参加に 反対する意見書案	106
(一括議題 日程第9まで)	
日程第6 総務常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調 査の申出	107
日程第7 建設経済常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務） 調査の申出	107
日程第8 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務） 調査の申出	107
日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申出	107
7 閉 会	108

平成 22 年第 7 回芦北町議会定例会議事日程（第 1 号）

平成 22 年 12 月 16 日

午前 10 時 開 会

於 議 場

1 議事日程

開会宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の提案理由説明
- 日程第 5 議案第 49 号 平成 22 年度芦北町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 6 議案第 50 号 平成 22 年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 7 議案第 51 号 平成 22 年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議案第 52 号 平成 22 年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 53 号 芦北町老人ホーム条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 54 号 芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 55 号 財産の処分について
（一括議題 日程第 13 まで）
- 日程第 12 議案第 56 号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第 13 議案第 57 号 字の区域の変更について
- 日程第 14 議案第 58 号 町道の路線認定について
- 日程第 15 議案第 59 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 16 議案第 60 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 17 議案第 61 号 芦北町立星野富弘美術館心の基金条例の制定について
- 日程第 18 諮問第 5 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(一括議題 日程第21まで)

日程第19 請願第1号 小学校就学前までの子どもを対象とした国の医療費無料制度を早期に創設することを求める請願書

日程第20 請願第2号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める国への意見書提出を求める請願

日程第21 陳情第17号 国の責任による安心・安全な国土づくりと出先機関の存続を求める意見書提出に関する陳情書

日程第22 陳情第19号 石間伏～上木場間連絡道の町道認定に関する陳情
(散会)

2 出席議員(16人)

1番 坂本 登 君
3番 宮内 道則 君
5番 古村 逸男 君
7番 草野 安道 君
9番 元山 秀志 君
11番 平松 洋一 君
13番 水口 宣之 君
15番 寺本 修一 君

2番 林田 燿宏 君
4番 寺本 順一 君
6番 白坂 康浩 君
8番 前田 徹一 君
10番 宮尾 秀行 君
12番 川尻 成美 君
14番 岡部 恵美子 君
16番 藤井 公明 君

3 欠席議員(0名)

4 説明のため出席した者の職氏名(17人)

町 長	竹崎 一成 君	副町長	藤崎 正司 君
教育委員長	本山 嵩 君	教 育 長	竹浦 裕道 君
総務課長	井川 良一 君	企画財政課長	井上 民男 君
田浦基幹支所長	早川 純一 君	税 務 課 長	農 中 豊 君
住民生活課長	迫本 文雄 君	商工観光課長	坂 梨 優 君
福祉課長	大岩 憲治 君	農林水産課長	柳 田 豊彦 君
建設課長	竹田 茂幸 君	上下水道課長	山 本 正博 君
教育課長	永田 光洋 君	生涯学習課長	中 原 豊徳 君
会計管理者兼 会計室長	野口 博司 君		

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 福 山 勝 廣 君 次 長（係長） 岡 田 謙 治 君

議 長 諸 般 の 報 告

1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）

2 水俣芦北広域行政事務組合議会定例会

期 日 平成22年10月18日（月）

場 所 水俣芦北広域行政事務組合講堂

議 題 一般質問 水俣市（田中議員） 負担金について

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

議案第5号 専決処分の報告及び承認について （原案承認）

議案第6号 水俣芦北広域行政事務組合負担金条例の

一部を改正する条例の制定について（原案否決）

議案第7号 平成22年度水俣芦北広域行政事務組合

一般会計補正予算（第1号） （原案可決）

3 議員視察研修

期 日 平成22年10月27日（水）～10月29日（金）

場 所 静岡県伊豆市・東京都（全国町村議会議長会）

内 容 伊豆市の婚活の取り組みについて他

4 南九州西回り自動車道の早期実現に関する後期要望活動

期 日 平成22年11月8日（月）

場 所 国土交通省九州地方整備局（福岡市）

5 町村議会議長全国大会

期 日 平成22年11月17日（水）～18日（木）

場 所 NHKホール（東京都）

内 容 決議「地域主権改革の実現を期する」「町村財政の強化を期する」

要望「地方税等自主財源の強化」他

講演「まちの生き死に」内閣官房参与 松本健一氏

6 水俣芦北広域行政事務組合議会定例会

期 日 平成22年11月26日（金）

場 所 水俣芦北広域行政事務組合講堂

議 題 議案第 8 号 水俣芦北広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）

議案第 9 号 水俣芦北広域行政事務組合消防事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）

議案第10号 水俣芦北広域行政事務組合長期継続契約を締結する事が出来る契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）

議案第11号 水俣芦北広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）

議案第12号 平成22年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）（原案可決）

議案第13号 平成21年度水俣芦北広域行政事務組合歳入歳出決算認定について（原案認定）

7 平成22年度南九州西回り自動車道の早期実現及び水俣芦北地域振興推進協議会後期要望活動

期 日 平成22年11月28日（日）～29日（月）

場 所 国会議員会館及び各省庁

上記のとおり報告します。

平成22年12月16日

芦北町議会議長 藤 井 公 明

議員派遣の結果報告

1. 県町村議会議員研修会

- (1) 目 的 分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 熊本県立劇場演劇ホール
- (3) 期 間 平成22年11月2日(火)
- (4) 派遣議員 議員10名参加
- (5) 内 容 講演「現代日本政治と政局のゆくえ」
講師 日本大学法学部教授 岩井奉信氏

2. 議会広報研修会

- (1) 目 的 議会広報の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 自治会館講堂
- (3) 期 間 平成22年11月11日(木)
- (4) 派遣議員 議会広報特別委員3名参加
- (5) 内 容 第10回熊本県町村議会広報コンクール表彰
広報コンクール講評・・・熊本日日新聞NIE推進室長
越地真一郎氏

パネルディスカッション

テーマ「何のための広報か！～開かれた議会を目指して」

パネリスト

小国町議会	広報特別委員会委員長	時松昭弘氏
御船町議会	広報編集常任委員会委員長	池田浩二氏
益城町議会	議会広報編集特別委員会委員長	中山清隆氏
コーディネーター	越地真一郎氏	

上記のとおり、結果を報告する。

平成22年12月16日

芦北町議会議長 藤 井 公 明

芦町監第32号
平成22年12月9日

芦北町議会議長 藤井公明様

芦北町監査委員 山下生吾
同 古村逸男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1. 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2. 検査現在期日

平成22年12月7日

3. 検査実施日

平成22年12月9日

4. 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳計現金	1,900,215,307 円
	一時借入金	0 円
	基金に関する現金	3,755,251,727 円
	歳入歳出外現金	67,691,432 円
	計	5,723,158,466 円
水道事業会計		260,822,684 円

平成 2 2 年第 7 回芦北町議会定例会請願・陳情文書表

受理年月日 番 号	住 所	氏 名	要 旨	所管委員会
H22.12.6 陳情第 1 9 号	芦北町大字 古石 691番地	岩間勇治	石間伏～上木場間連 絡道の町道認定に関 する陳情	建設経済 常任委員会

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（藤井公明君） おはようございます。

ただいまから平成22年第7回芦北町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井公明君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、11番 平松君及び12番 川尻君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長（藤井公明君） 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、先に開催されました議会運営委員会において、12月17日までとの答申をいただいております。本日から12月17日までの2日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月17日までの2日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（藤井公明君） 日程第3「諸般の報告」を行います。

例月現金出納検査結果及び閉会中に出席した議長の諸般の報告内容はお手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 町長の提案理由説明

○議長（藤井公明君） 日程第4、町長の提案理由の説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、芦北町議会12月定例会の招集を申し上げましたところ、師走のお忙しい中に御出席いただき、ありがとうございました。

まず、冒頭ではありますが、テレビ、新聞報道等で御承知のとおり、今月11日と13日の2日にわたり、匿名の方から合わせて2,000万円もの多額の寄附が

ございました。精気を喪失してしまった感のある昨今のこの御時世に、このような奇特な方の善意をかたじけなくし、誠にもったいなく、有難く思っているところがあります。本件につきましては、この後、補正予算及び条例の制定議案を提案させていただきます。

さて、本定例会に付議しました議案の提案理由について、その概要を申し上げます。

まず、先の臨時会で議決賜りました芦北町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正等に伴う職員の給与及び期末勤勉手当並びに特別職の期末手当の減額、また佐敷駅跨線橋整備事業等に係る平成22年度芦北町一般会計予算をはじめ、芦北町国民健康保険事業、芦北町介護保険事業、芦北町有温泉事業特別会計に係る4件の補正予算を提案しております。また、芦北町老人ホーム条例を廃止する条例、芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び芦北町立星野富弘美術館心の基金条例の制定並びに財産の処分、さらにあらたに生じた土地の確認、字の区域の変更、町道の認定及び工事請負契約の締結2件の合計13議案と人事案件を併せて提案しております。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（藤井公明君） 町長の説明が終わりました。

—————○—————

日程第5 議案第49号 平成22年度芦北町一般会計補正予算（第7号）

○議長（藤井公明君） 日程第5、議案第49号「平成22年度芦北町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） おはようございます。

それでは、議案第49号、平成22年度芦北町一般会計補正予算（第7号）について御説明をいたします。

今回の補正につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,533万2,000円を追加し、予算の総額を98億7,980万2,000円とするものでございます。

第2条で繰越明許費、第3条で債務負担行為、第4条で町債の補正を行っております。

それでは、お手元に配付をいたしております資料に基づきまして説明をいたします。

資料の2ページをお開きください。

まず、人件費の3,062万7,000円の減額補正につきましては、人事院勧告に基づきまして、各款の職員の給与、職員給、手当等、共済費の改正及び人事異動に伴う職員給与費等の補正でございます。明細につきましては、予算書の30ページから32ページの給与費明細書のとおりでございます。

以降、各款の補正につきましては、人件費補正を省略し、説明を申し上げます。

款2総務費です。高速交通対策費の1億851万6,000円は、6月定例会で町道の認定をいただきました町道佐敷駅通り2号線の町道改良として、佐敷駅跨線橋整備を行うものでございます。今回の補正につきましては、肥薩おれんじ鉄道に対する跨線橋整備事業委託金といたしまして1億500万円を計上いたしております。また、跨線橋整備に伴います用地購入費といたしまして350万7,000円等を計上いたしております。

賦課徴収費の380万円は、国税連携地方電子申告システム等改修委託費369万9,000円及び電子申告システム基本サービス使用料10万1,000円でございます。

県議会議員選挙費の245万2,000円は、平成23年4月10日投票の県議会議員選挙に係る平成22年度分の事務費で、選挙ポスター掲示板設置委託料148万7,000円等でございます。

資料の3ページになります。

款3民生費です。社会福祉総務費の73万4,000円は、民生児童委員協議会のPR事業に対する県補助金の追加で10万円、社会福祉協議会に委託をいたしておりますセーフティネット事業補助金の精算に伴います国庫償還金16万2,000円と、給料改定及び人事異動に伴います職員給与費等の国民健康保険事業特別会計への繰出金47万2,000円でございます。

高齢者福祉費の609万6,000円は、高齢者生活福祉センター、田浦にあります八幡荘の浴室の漏水に伴います配管修繕工事費340万円と、給与改定及び人事異動に伴います職員給与費等の介護保険事業特別会計への繰出金269万6,000円でございます。

児童福祉総務費の31万8,000円は、学童保育事業の実績見込額の変更に伴う補助金の増額でございます。

児童措置費の211万5,000円は、私立保育所運営費補助金の精算に伴う国、県費償還金でございます。

児童館の10万円は、県の安心子ども基金活用によります湯浦児童館と芦北児童館の防犯センサーライト設置費でございます。

保育所費の120万円は、県の安心子ども基金を活用して、田浦、湯浦、大野保

育所の各保育所に防犯カメラと空気清浄機を設置をいたします。

地域子育て支援センターにつきましては、昼替えと空気清浄機を購入するものでございます。

款4衛生費でございます。保健衛生総務費の260万4,000円は、吉尾診療所X線装置購入に伴う国民健康保険事業特別会計への繰出金でございます。

環境衛生費の117万6,000円は、住宅用太陽光発電システム設置補助金で、対象者の増加に伴う補正となっております。

資料の4ページになります。

款5農林水産業費です。農業振興費の80万6,000円は、耕作放棄地対策実施予定農家の追加要望に伴う補助金の増額8万5,000円と、果樹生産農家の剪定枝粉碎機導入に伴う補助金の増額71万6,000円、また国庫負担金等償還金の5,000円は、平成21年度に整備をいたしましたJAあしきた第1選果場の選果機設置において、2階の床に開口した部分が補助金返還の対象となったため返還をするものでございます。

農道施設事業費の765万8,000円は、県営広域農道整備事業費の増額に伴います事業費負担金605万3,000円及び事業費増による協議会負担金5,000円の増と、広域農道宮浦トンネルの補修に伴います事業費負担金160万円の増額でございます。

中山間地域等直接支払事業費の872万1,000円は、中山間地域新規集落の追加に伴います補助金の増額でございます。

地籍調査費の557万7,000円は、地籍調査事業の追加に伴います測量業務委託費の増額でございます。

林業振興費の235万円は、木材住宅建築支援事業の補助対象件数の増加に伴います追加でございます。

水産業振興費の75万円は、漁船のエンジンオーバーホールのための漁船機械保全事業補助金の増額50万円と、芦北漁協経営診断の実施に伴う補助金の25万円の追加でございます。

款6商工費でございます。観光費の84万円は、ヘルシーパークのエアコン購入に伴う町有温泉事業特別会計への繰出金でございます。

物産館管理費の107万1,000円は、九州建設弘済会の寄附によります道の駅たのうらの修繕を行うものでございます。内容につきましては、道の駅の構内の駐車場の区画線引き、それから滑り止めのマットの設置等でございます。

資料の5ページになります。

款7土木費です。道路新設改良費の5,546万2,000円は、道路新設改良事

業で学校共同調理場建設に伴う町道五本松2号線新設改良設置工事費1,638万8,000円、土地購入費430万2,000円と、補償費17万7,000円の合わせまして2,086万7,000円でございます。

道整備交付金の3,200万円は、道整備交付金の追加に伴いまして、平生2号線の舗装工事の追加でございます。

熊本県道路改良共同事業の259万6,000円は、県道水俣田浦線、福浦地区の改良に伴います設計費負担金の追加でございます。

水防対策費の641万6,000円は、排水対策事業で向町地区排水対策フラップゲート設置に伴います測量設計委託料250万円と、計石地区強制排水機場整備に伴います用地購入費391万6,000円でございます。

款9教育費でございます。学校管理費の383万9,000円は、特別支援学級設置に伴います湯浦小学校のトイレ改修工事費でございます。

幼稚園費の備品購入費30万円は、県の安心子ども基金による自動体外除細動器の購入でございます。

文化財費の28万3,000円は、歴史的資料であります郵便物保管銃の譲渡に伴います保管庫購入費でございます。

星野富弘美術館の2,000万円は、芦北町立星野富弘美術館心の基金へ積み立てるものでございます。

学校給食費の277万5,000円は、学校共同調理場建設に伴う施設用地購入費252万1,000円と、補償費の25万4,000円でございます。

次に、歳入について御説明をいたします。

資料は1ページになります。

補正額2億1,533万2,000円でございます。

歳入の財源内訳につきましては、まず国県支出金、佐敷駅跨線橋整備に係る社会資本整備交付金5,298万円、町道平生2号線改良事業費に係ります道整備交付金1,500万円ほか、合わせまして8,597万3,000円でございます。

その他につきましては、道の駅たのうらの修繕に充てます九州建設弘済会からの指定寄附金107万円と、星野富弘美術館への指定寄附金2,000万円ほか、合わせまして2,107万5,000円、一般財源につきましては普通交付税が4,824万2,000円、前年度繰越金が4,778万円ほか、合わせまして1億828万4,000円でございます。

次に、繰越明許費につきまして御説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

総務費の佐敷駅跨線橋整備事業で1億500万円、土木費で町道五本松2号線と

平生2号線の町道新設改良事業費の4,838万8,000円を計上いたしております。これは適正工期が確保できないため、繰り越しをするものでございます。

次に、債務負担行為について御説明を申し上げます。

予算書は6ページになります。

町有マイクロバス運転業務委託料ほか、6件の運転業務委託料を合わせまして4,341万8,000円を計上いたしております。これは4月からの運転開始にあたりまして、委託業者の運行の協議に時間を要するために設定をするものでございます。予算書の33ページに調書を添付をいたしております。

次に、町債補正について御説明を申し上げます。

予算書は7ページになります。

臨時財政対策債の限度額5億4,700万円に1,088万5,000円を増額し、5億5,788万5,000円に変更をするものでございます。これは臨時財政対策債の発行可能額が増額されたことに伴いまして変更をするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

以上、一般会計補正予算につきまして御説明をいたしました。

すみません。資料5ページ、歳出をお開きください。

款項目723の熊本県道路改良共同事業、この説明の中で259万6,000円と申しましたが、正しくは259万5,000円でございます。よろしく訂正方、お願いいたします。

以上で説明を終わりました。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。平松君。

○11番（平松洋一君） ただいま説明がございましたが、一応繰越明許費に記載をされました佐敷駅の跨線橋、このことにつきまして完成年度といいますか、繰り越しをして4月、5月、6月、いつになるかわかりませんが、工事の見通し、そして計画等々、わかればですね、ここで御説明いただきたいと思います。

○議長（藤井公明君） 井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） 佐敷駅の通路整備につきましての御質問でございますけれども、工期につきましては、ただいま12月補正でお願いをいたしました。下部工ですね、これを繰り越しをしているわけですが、これにつきましては下部工と上部工に区分をいたしまして、それぞれに補助金をいただくということで今手続きをとっておりますけれども、工期につきましては、23年度で下部工を実施をしますけれども、その間、上部工につきまして、併せまして製作に入りますけれども、企画財政課の計画では平成23年度中に完成をいたしたいというふうに考え

ております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 平松君。

○11番（平松洋一君） ということは、一応ここに繰越明許としてするけれども、できるだけ急ぐという意味で理解していいんですか。了解しました。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。前田君。

○8番（前田徹一君） 1点、確認いたします。

説明資料の1ページ目の歳入で、道の駅たのうら指定寄附金とありますけれども、特定ですね、これは条例制定か何かされとったかなと思ひまして、1点ですね、お願いします。

○議長（藤井公明君） 前田君、もう一回説明をお願いします。

○8番（前田徹一君） たのうら指定寄附金でなっていますけど、これは条例制定はあったかな、なかったかなと、その質問ですけれども。

○議長（藤井公明君） 井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） ただいまの御質問でございますけれども、基金条例ではございませんで、寄附でございます。田浦の道の駅に使ってくださいということで指定された寄附金でございます。よって、基金の制定はしておりません。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 平松君。

○11番（平松洋一君） ちょっと私が勘違いしましたが、23年度ということは、23年度内にやるということで、24年の3月までの意味合いですかね。

○議長（藤井公明君） 井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） 下部工と上部工に分けまして、2年で実施をするわけですが、平成24年の3月を完成という形でですね、補助金の絡みもございますけれども、計画としてはそういう形で進めてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 補正予算の差し替えがございまして、いろいろ見てですね、質疑をしなければいけないことが混乱してしまったわけでもありますけれども、議案についてはともかくとして、執行部の皆さんにお尋ねしますが、会議規則19条にあります議案の撤回あるいは訂正においては、議会提案された、要するに本会議前のことであれば、議長の許可を得て行うということで、議会の議長の許可を得られたというふうに思いますが、いつ議長に文書をもって提出されたのか、私たちに訂正の議案が来たのが火曜日の午後5時前後だというふうに理解します

が、その点からまずお聞きしないと話にならないものですから、なぜこういうことになったのかは寄附金問題ですけれども、そこから理解していきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（藤井公明君） 井川総務課長。

○総務課長（井川良一君） ただいま川尻議員のお尋ねの件でございますけれども、13日に議長に口頭でお願いいたしまして、了解をいただきまして進めております。以上でございます。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） そういうことであるわけですが、これにはこういう重大な寄附の問題があつてですね、こういうことになったと思いますけれども、率直に言いまして、私、みどり市の方にちょっとお尋ねをしてみました。同じ寄附があつておりますからですね。そしたら、ちょうど議会開催中でした。この寄附金の取り扱いについてお尋ねしたところ、みどり市の方の館長、星野富弘館長から直々の言葉をいただいたんですけれども、こういうことでインターネット等でも、読売新聞でも報道されましたから、その経緯も含めながらですが、要するに匿名であつたものですから、慎重にしなければいけないということで借入金ということで処理し、一般寄附としていろいろな経緯を経て一般寄附として扱っていいということで今しております。しかしながら、この大口寄附だから慎重に審議しなければいけないので、議会の皆さまにも御理解をいただき、いい使い道をしたいと、そういうことで今後協議していくというコメントをいただいたんですよ。だから、これを差し替えをして、ここに提案するということになった経緯、町長、なぜこうして早くしなければならなかったのか理由をお聞かせいただければと思います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） お答えいたします。

寄附の行為があつたということから、私、副町長をはじめ、あるいは美術館館長、担当者、協議を幾度となく進めました。この取り扱いにつきましては、いつまでも現金として預かっておくわけにはいかないと、危険性もありますし、事故等の恐れもあるわけでありますので、これについては速やかに結論を出さなければいけないということであります。そういうことで直近に迫っておりました12月定例会にお諮りするのが最短であろうということで、今日の御提案の運びとなるわけですが、これにつきましては弁護士、熊本県及び警察関係者、御相談をいたしまして、それを総合的に判断いたしまして、結論を出した次第でございます。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） その経緯については了解いたしました。

議長にお願いですけれども、できれば全員協議会でもですね、開いて、こういう経緯なりですね、説明いただければですね、非常に幸いだったかなというふうに思っております。

そこで、この補正予算について、中身について質疑を、今3回目ですから、よろしいでしょうか。では、質疑をいたしますが、繰越明許におきましては、先ほど平松議員がありましたけれども、これは委託料ですので、おれんじ鉄道に委託とかいうふうなことで言われたと思いますが、直接で工事をするんじゃないくて、この金をおれんじ鉄道の方に委託して、そしておれんじ鉄道の方が発注されて工事をされるということで御理解してよろしいでしょうか。はい。

それじゃあですね、あと1点ですけれども、次に債務負担行為の項目が7件っております。この契約者は相手先があるわけですが、どこどこなのか、多分一緒のところと別のところもあろうかと思いますが、一緒のところは1ヶ所だと思いますけれども、どこどこかというのが1点。そして、あと、今補助金のことでありますけれども、太陽光と住宅木材の方が増加しております。これは非常にこういう経済情勢のときに新築される方等があったりとか、エコの対象とかで非常に潤うといいますが、経済効果があつとるなあというふうに思いますが、この件数と今後の見込みをお聞かせいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（藤井公明君） 永田教育課長。

○教育課長（永田光洋君） 22年度におきましては、この7つの委託、これは同じ業者でございます。これはあくまでもこれから23年度に向けて入札する部分でございます。

以上です。

○議長（藤井公明君） 迫本住民生活課長。

○住民生活課長（迫本文雄君） 太陽光の件数の件ですけど、今度の補正では9件を予定しておるところでございます。それと、今後の見通しにつきましては、マネジメントシートでは平成23年度までの予定としておりますけど、国の補助事業の対応等を見込みまして今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） 木造住宅支援事業の経緯を申し上げます。まず、年度ごとの件数でございますけれども、平成19年度が15件の1,312万9,000

0 円、平成 20 年度が 24 件の 1,853 万円、平成 21 年度が 19 件の 1,427 万 5,000 円、そして本年度の平成 22 年度が 11 月現在で 17 件で 1,718 万 5,000 円、当初予算が 1,800 万円でしたので。なぜ件数は少ないのに金額は上がったかと申しますと、現在までに 70 坪を超える宅地の申請が 2 件上がっておりまして、そういうようなことで金額がオーバーをした。それで、1 月以降、過去の実績を見ますと、2 件から 3 件というふうな申請状況でございますので、およそ 3 件分を今回追加で要望をしているということでございますが、実は最近になってまた大口が出てきておりまして、これでも足りないような状況が出ているということをお知らせしておきたいと思います。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。寺本順一君。

○4 番（寺本順一君） これは小さな問題でございますけれども、先ほどの川尻議員の質問に対して、総務課長からの答弁につきまして、口頭でお願いしたというようなことでございますが、議員必携並びに条例を見てみますと、文書によってしなければならないというようなことになっておりますので、一つ今後、もし見てそういうことになっておればですね、今後そのような措置をとっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤井公明君） 寺本順一君、私の記憶ではですね、議会前であるならですね、一旦議場で提案してしまつたらですね、それはもう文書で取り下げを議長に申し込むということになっておりますが、提案前だったらですね、口頭でもいいということで私は記憶しておりますので、口頭で申し入れがあったから受けたわけですね。これはですね、確認させてください。

寺本順一君。

○4 番（寺本順一君） 説明させていただきます。会議の議題となった事件を撤回し、または訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。いいですか。その次です。前項の許可を求めようとするときは、提出者から事件については文書により、動議については文書または口頭というようなことになっております。そして、事件については、事前であれ、開催中であれ、文書でというようなこと、動議については口頭というようなことになっておりますので、そちらの見解を。

○議長（藤井公明君） 後段のですね、前段はまだ議会に提案されていないわけですから、まだ議会前でしたから、後段についてはですね、口頭でもいいと。そういうふうに判断しとるわけです。

3回目です。

- 4番（寺本順一君） まあ今回はこれでいいといたしまして、今後一つもう一回、この法令を、条例にも謳ってございますので、会議規則の中に。条例も見ていただいてですね、一つしかるべく措置をおいて、今後対応されるように要望しておきたいと思います。

以上です。

- 議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議第49号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第50号 平成22年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号)

- 議長（藤井公明君） 日程第6、議案第50号「平成22年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。迫本住民生活課長。

- 住民生活課長（迫本文雄君） おはようございます。

議案第50号、平成22年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ212万2,000円を追加し、総額を32億6,979万5,000円に、直営診療施設勘定の歳入歳出予算にそれぞれ260万4,000円を追加し、総額を5,927万1,000円とするものでございます。事業勘定の歳出から御説明いたします。

11ページをお開きください。

款1総務管理費の一般管理費174万6,000円につきましては、給与改正及び人事異動に伴う職員給与費等々レセプト審査が全国統一のシステムとして紙ベースからデータで確認できるように変更するためのシステム改修委託料です。

同じく、賦課徴収費 2 6 万 9, 0 0 0 円の減額につきましては、先ほどの一般管理費と同じく人件費に伴うものです。

1 2 ページをお開きください。

款 2 保険給付費の退職被保険者等療養費 6 4 万 5, 0 0 0 円につきましては、退職被保険者の増加により、療養費の不足分を措置するものです。

次に、歳入について御説明します。

1 0 ページをお開きください。

款 5 療養給付費交付金の現年度分 6 4 万 5, 0 0 0 円につきましては、歳出の 2 款で説明しました退職被保険者等療養費に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金です。

款 9 繰入金の一般会計繰入金 4 7 万 2, 0 0 0 円につきましては、職員給与費等を繰り入れるものです。

款 1 0 繰越金 1 0 0 万 5, 0 0 0 円につきましては、不足財源を前年度繰越金で調整するものです。

次に、直営診療施設勘定につきまして、歳出の 1 4 ページをお開きください。

款 1 総務費の一般管理費 2 6 0 万 4, 0 0 0 円につきましては、レントゲン撮影装置が故障したことにより、新たに購入する備品購入費です。

歳入につきまして、1 3 ページになります。

款 4 繰入金 2 6 0 万 4, 0 0 0 円は、先ほどの備品購入費を一般会計から繰り入れるものです。

以上で説明を終わります。よろしく御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第 5 0 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 5 0 号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第51号 平成22年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（藤井公明君） 日程第7、議案第51号「平成22年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。迫本住民生活課長。

○住民生活課長（迫本文雄君） 議案第51号、平成22年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ407万3,000円を追加し、総額を18億8,532万7,000円とするものでございます。

歳出について、7ページをお開きください。

款1総務費の一般管理費269万6,000円については、給与改正及び人事異動に伴う職員給与費等です。

款4地域支援事業費の任意事業費は、介護給付適正化事業に取り組むための嘱託職員報酬及び共済費を合計で41万円計上し、住宅改修支援業務手数料及び在宅介護等扶助費を実績見込みで41万円減額し、調整したものでございます。

款5諸支出金の繰出金137万7,000円につきましては、平成21年度の精算返納分で、一般会計へ繰り出すものです。

次に、歳入につきまして、6ページになります。

款6繰入金のその他一般会計繰入金269万6,000円につきましては、歳出の1款で説明しました職員給与費等に係る繰入金です。

款7繰越金の137万7,000円につきましては、歳出の5款で説明しました繰出金を前年度繰越金で手当するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり

り可決されました。

-----○-----

日程第 8 議案第 5 2 号 平成 2 2 年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（藤井公明君） 日程第 8、議案第 5 2 号「平成 2 2 年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。坂梨商工観光課長。

○商工観光課長（坂梨 優君） おはようございます。

議案第 5 2 号、平成 2 2 年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれに 8 4 万円を追加し、予算総額を 1 億 6 7 4 万円とするものでございます。

それでは、歳出から御説明いたします。

7 ページをご覧いただきたいと思います。

款 1 項 1 目 2 節 1 8 備品購入費 8 4 万円については、ヘルシーパーク芦北のエアコンの購入費でございます。内容につきましては、6 月末にヘルシーパーク芦北の 2 階休憩室エアコンが故障し、応急措置としてリースで対応しておりましたが、今後、新規に空調設備を施工するよりも、現在リースしている新品のエアコンを買い上げた方が経費的に 9 7 万円程度安くできるという判断から今回お願いするものがあります。

次に、歳入につきましては、6 ページにありますとおり、経費のすべてを一般会計繰入金で賄っております。

以上、御説明いたしました。御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第 5 2 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第５２号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第９ 議案第５３号 芦北町老人ホーム条例を廃止する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第９、議案第５３号「芦北町老人ホーム条例を廃止する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大岩福祉課長。

○福祉課長（大岩憲治君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案第５３号、芦北町老人ホーム条例を廃止する条例について御説明申し上げます。

芦北町老人ホームが平成２３年４月１日をもって民間移譲しますことに併せまして、本条例を廃止するものでございます。

附則としまして、この条例は平成２３年４月１日から施行いたします。

なお、提案理由は記載のとおりであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第５３号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第５３号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１０ 議案第５４号 芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第１０、議案第５４号「芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大岩福祉課長。

○福祉課長（大岩憲治君） 議案第54号、芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

芦北町老人ホームが平成23年4月1日をもって民間移譲しますことに併せまして、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、別表第1、老人ホーム嘱託医の項を削除するものでございます。

附則としまして、この条例は平成23年4月1日から施行いたします。

なお、提案理由は記載のとおりです。

よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第55号 財産の処分について

○議長（藤井公明君） 日程第11、議案第55号「財産の処分について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大岩福祉課長。

○福祉課長（大岩憲治君） 議案第55号、財産の処分について御説明申し上げます。

芦北町老人ホームが平成23年4月1日をもって民間移譲しますことに併せまして、町有財産を次のとおり処分するものでございます。

処分する建物、芦北町大字芦北字井手上北2855番地、本館、鉄筋コンクリート造平屋建1,396.36平方メートル、倉庫・車庫、鉄骨造り平屋建87.32平方メートル。

処分の目的、芦北町老人ホーム民営化。

処分価格、6,342万円、消費税込みでございます。

処分の相手方、住所、熊本県葦北郡芦北町大字花岡 1 1 1 8 番地、氏名、社会福祉法人慈友会 理事長 井上吉弘。

なお、提案理由は記載のとおりです。

よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。坂本君。

○1 番（坂本 登君） この処分価格のですね、財産価格、また評価、その周辺の土地の評価、それをどういう過程で決められたのか。適当だとは思いますが、そのへんのところを詳しくわかったら教えていただけないでしょうか。

○議長（藤井公明君） 大岩福祉課長。

○福祉課長（大岩憲治君） 土地・建物につきましては、適正な価格を算定することというのを町が持ち合わせておりませんので、不動産鑑定士に依頼し、価格を算定していただきました。また、物品につきましては、定額法による減価償却費の残存価格で算定いたしました。なお、周辺の地価等もあわせまして、この金額となっております。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。平松君。

○1 1 番（平松洋一君） これは内容じゃなくてですね、軽微な事務的な問題でちょっとお尋ねでなんですが、構造でですね、平屋建と、これは家だと、不動産登記法では家を書きますけど、一応これは修正されるか御検討をお願いします。

○議長（藤井公明君） 平松君、今のはここに掲載してある文言に対して。
大岩福祉課長。

○福祉課長（大岩憲治君） 平屋の屋が家ではないだろうかということでございますけど、私ももう一回調べまして訂正するならば訂正したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。寺本順一君。

○4 番（寺本順一君） 財産処分には、建物と土地、備品、そういうものがあるわけですが、今回、議会提出されたものは建物だけというようなことで、土地については何か法的なそういう決しなくてもいいような、そういう何かあるのか、できれば議員の方々に説明方お願いしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 大岩福祉課長。

○福祉課長（大岩憲治君） 芦北町の条例に、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関するという条例があります。動産につきましては 1, 0 0 0 万円以上となっております。建物につきましては、その 1, 0 0 0 万円以上ということで上程いたしました。なお、土地につきましては、面積が 5, 0 0 0 平米以上となっ

ておりまして、今回の土地は3,300平米ですので、議会の議決の対象とはなりませんということでございます。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第56号 あらたに生じた土地の確認について

日程第13 議案第57号 字の区域の変更について

○議長（藤井公明君） 日程第12、議案第56号「あらたに生じた土地の確認について」から日程第13、議案第57号「字の区域の変更について」は、関連がありますので、会議規則第36条の規程により一括議題とします。

質疑は、説明が終了した後、一括して行います。

それでは、本案について、提案理由の説明を求めます。柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） それでは、議案第56号、あらたに生じた土地の確認並びに議案第57号、字の区域の変更につきましては、関連性がございますので、一括して御説明をいたします。

本年3月に完成をいたしました海浦漁港改修工事に伴いまして、公有水面を埋め立てたことで新たな土地を生じております。このため、地方自治法第9条の第5項の規定に基づき、新たに生じた土地の確認をいただくための議案がこの第56号でございます。

さらに、その土地について地方自治法第260条第1号の規定によりまして、字の区域を変更する必要があるとございます。そのための議案が次の第57号ということでございます。なお、編入する字名は海浦字泊でございます。位置や面積等につきましては、双方の議案に添付をしております資料をご覧くださいというふうに思っています。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから議案第56号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時59分

再開 午前11時21分

-----○-----

○議長（藤井公明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、執行部より訂正の申し出がっておりますので、許可します。大岩福祉課長。

○福祉課長（大岩憲治君） 議案第55号の中で、平松議員さんの質問で、平屋の屋が家ではないかという質疑でしたが、調べました結果、公用文用字用語例としまして平屋建の平屋は屋でも家でも可能というふうになっております。なお、家の方は登記上使用ということになっているようでございます。

以上です。

-----○-----

日程第 1 4 議案第 5 8 号 町道の路線認定について

○議長（藤井公明君） 日程第 1 4、議案第 5 8 号「町道の路線認定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。竹田建設課長。

○建設課長（竹田茂幸君） 議案第 5 8 号、町道の路線認定についてを説明いたします。

本件は、湯浦地区橋本川橋から園山橋までの 1 2 3 メーター区間について、地元からの陳情を受け、本年 9 月定例町議会で採択されたもので、芦北町町道路線認定基準要綱第 5 条の規定により認定の承認をお願いするものです。

中程の表をご覧ください。

路線番号 4 0 9、路線名、橋本川左岸線、起点・終点ともに大字湯浦字西園川であります。

位置図につきましては、2 ページを御参照ください。

なお、提案理由は記載のとおりです。

御議決のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第 5 8 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 5 8 号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 5 議案第 5 9 号 工事請負契約の締結について

○議長（藤井公明君） 日程第 1 5、議案第 5 9 号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。井川総務課長。

○総務課長（井川良一君） それでは、議案第 5 9 号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

湯北都市下水路ポンプ設備工事につきまして、仮契約を行いましたので、次のとおり請負契約を締結するものであります。

本工事は、平成21年度からの湯北地区排水対策に係る継続事業であり、平成21年度に実施しました土木工事及び管路工事に引き続き実施するものでございます。

1、契約の目的、湯北都市下水路ポンプ設備工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約の金額、6,541万5,000円。

4、契約の相手方、福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目2番8号、株式会社クボタ九州支社、支社長 吉村時彦。

入札を平成22年11月30日に執行いたしまして、仮契約を12月6日に行っております。

工事の概要について御説明申し上げます。増水時の排水を行うため、1台当たり排水量、毎分約86立方メートルの排水ポンプ2台を設置し、1分間に約170立方メートルの排水を可能とします。そのほか付随する工事といたしまして、吐き出し弁2台、フラップ弁2台、スクリーン2基、吐き出しゲート1基、切り替えゲート1基の設置を行います。

工期につきましては、本契約締結の翌日から平成24年1月16日までといたしております。

入札の経緯について申し上げます。本工事は、排水ポンプの設置がメイン工事となることから、本町及び県がこれまでに実施した同種工事の指名、受注等により、実績のある企業7社を指名いたしました。

入札の結果について申し上げます。順不同、また金額につきましては、消費税抜きで申し上げます。アイム電機工業株式会社7,650万円、株式会社クボタ九州支社6,230万円、株式会社鶴見製作所九州支店9,297万円、新明和工業株式会社九州支店8,500万円、株式会社ミゾタ熊本支店8,640万円、扶桑建設工業株式会社熊本営業所9,990万円、株式会社石垣九州支店7,200万円、以上の結果、株式会社クボタ九州支社6,230万円の落札でありました。また、消費税を入れました落札率は43.18%であり、消費税込みの金額は6,541万5,000円でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。古村君。

○5番（古村逸男君） 今、7社ということでお聞きしましたが、金額をちょっとはつきり、ほかの他社のを覚えておりませんが、えらい安く6,200万円程度で入っておりますが、一つ不安をもっているわけですが、大丈夫かなという点がありますので、このクボタという会社の中身もわかりませんし、実績もどういうところで持っているかわかりませんので、そういうのが少しわかれば教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 井川総務課長。

○総務課長（井川良一君） ただ今ですね、今回につきましては落札率が48.1%ということで、大変落札率につきましては低うございました。ということで、私たちもこのことにつきましては、まず入札会場で確認を行いました。入札会場で工事内訳書を提出をさせまして、積算上も入札価格に間違いがないことを確認し、また入札者にも本価格での適正な施工が可能である旨の確認をいたしております。

それから、担当課が建設課でございますけれども、本価格での施工が可能な理由及び設計参考のため聴取をいたしました見積額との価格の差の理由の確認をいたしております。

クボタの方にもですね、本工事で安価で施工する理由につきましてお尋ねをいたしました。本工事はポンプ設置が大部分を占めるものでございまして、クボタにおいてポンプ及び周辺機器製品の製作を大量に行っているということでございます。また、他社製品を購入して行う場合と比べ、コストの大幅な削減が可能であるため安価の施工になったということでございました。なお、クボタ以外の指名業者につきましてもですね、今回は入札価格が予定価格に対しまして47.5%から65.9%と低い率になっております。落札者が提示しました額と大きく変わるものではないということから、落札価格での施工は十分可能であると判断をいたしております。

また、この取引につきましてですね、公正取引委員会というのがございますが、それにも今回の落札率の契約が公正取引上問題はないかということの確認を行いました。独占禁止法で禁止する不当廉売は著しく低い価格で継続して供給し、ほかの事業者の事業活動を困難にさせる恐れがあるものとしておりまして、今回の単発的な入札において該当する可能性は低いということでございます。

また、ほかの業者も低い価格を応札していることから、ほかの事業者との活動を困難にしているとは考えにくいということでございました。

クボタにつきましてはですね、これまでも実績がございましたが、手元にクボタの実績がありませんので、ちょっと調べさせていただきたいと思います。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。坂本君。

○1 番（坂本 登君） 今のと少し似てるんですが、予定価格はいくらだったのか。あと、これは一番多い入札金額が9,990万円、それと幅がものすごく広いように見受けられますので、そのへんのところ。そして、今、この会社は実績もある大丈夫な会社だということですけど、48.1%という安い、町から出るお金が安いということはいいいことなんですが、やっぱり安かろう悪かろうで設置された機械が欠陥とか、そういうことはもうないと思いますが、そういうところを監督責任をしっかりと、そしてまた安い金額で請け負ったから町の、これは福岡の業者、県外の業者、芦北町にはこういう機械を作れる企業がないからこういうことになっていると思うんですが、工事を請け負う下請けを使う場合があると思いますので、地元の業者をですね、安い金額で叩いて、それを単価をぎりぎりまで抑えて、地元の業者を下請けに使うということも考えられることですので、そのへんのところもしっかり監督をしていただいて、そういう地元の業者が痛みを伴うようなことがないようにですね、しっかりといただきたいと思います。

○議長（藤井公明君） 井川総務課長。

○総務課長（井川良一君） お答えいたします。

予定価格につきましてはですね、1億5,148万8,000円でした。内容につきましては、確かに今回は予定価格につきまして、落札率が大変低うございましたが、今回の設計の見積もりが高いというようなことはございませんで、製品をですね、自社生産している場合、その原価を判断し、設計することも困難であるため、メーカーの見積もりに依存するしかございませんでした。今回も5社から見積もりを取っての設計を行っております。そういうことでよろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○1 2 番（川尻成美君） それでは、要するに予定価格がありまして、その中で条件としてですね、線引きをしたりとかあったわけですが、要するに不落という言葉が前はあったんですけども、この工事についてはまだ下がってもいいと認めたときはいいのか、ほかの入札条件としては、どういう入札条件を付けておられるのか、ちょっと参考にお聞きしたいんですけども、要するに予定価格の何パーセントでラインを引いてやるのか、価格はいくらでもいいのか、そういう不落制度とかはないのか。請負によって、それが定めてあるのかということをお伺いしますけれども。

○議長（藤井公明君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田茂幸君） 坂本議員の質問に対しまして、一つ抜けてございましたので、間に入れさせていただきたいと思います。

この低い落札額について、今後、現場においての監督責任、厳重にという御質問でございます。確かに心配する向きがございますので、より密度を高くして現場管理に努めたいと考えておりますし、また報告関係もきちんと詰めてやりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 井川総務課長。

○総務課長（井川良一君） ただ今の要するに予定価格に対します制限と申しますか、ことにつきましては、今回の工事につきましては、予定価格を最低予定価格を定めておりません。そういうことでこういう結果になったと思います。

失礼いたしました。今回だけでなくですね、芦北町の工事につきましては、最低制限価格は設けておりません。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第16 議案第60号 工事請負契約の締結について

○議長（藤井公明君） 日程第16、議案第60号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。井川総務課長。

○総務課長（井川良一君） それでは、議案第60号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

湯北都市下水路電気設備工事について仮契約を行いましたので、次のとおり請負契約を締結するものであります。

本工事も議案第59号と同じく、平成21年度からの湯北地区排水対策に係る継続事業であります。

- 1、契約の目的、湯北都市下水路電気設備工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約の金額、1億4,175万円。
- 4、契約の相手方、熊本県葦北郡芦北町大字小田浦959番地1、ユーテックス・瀏上電化綜合建設工事共同企業体、代表、株式会社ユーテックス芦北営業所、所長 入江英昭。

入札を平成22年11月30日に執行いたしまして、仮契約を12月6日に行っております。

工事の概要について申し上げます。本工事は、湯北ポンプ場の雨水ポンプ場の運転に必要な電気設備工事を施工するものでございます。主な工事といたしましては、自家発電装置2台の設置、運転操作盤の設置工事一式、計装設備工事の一式等でございます。

工期につきましては、本契約締結の翌日から平成24年1月16日までといたしております。

入札の経緯について申し上げます。本工事の内容、規模等から、共同企業体による方が技術の集結により、効果的で確実な施工が見込めると判断し、第1グループには同種工事の施工実績等により、熊本県内の電気設備業者のAランク2社、及び本町近隣に事業所を置く大手1社、並びに町内の電気設備業者のうち熊本県のAランク業者3社を選定しております。また、第2グループには町内の電気設備業者から第1グループに選定した業者を除く6社を選定をいたしました。

入札の結果について申し上げます。金額につきましては、消費税抜きで申し上げます。九電工・アサヒ電気設備建設工事共同企業体1億3,650万円、飯塚・みち建設工事共同企業体1億3,560万円、白鷺・松本建設工事共同企業体1億3,630万円、新星・福嶋建設工事共同企業体1億3,590万円、太陽・白坂建設工事共同企業体1億3,600万円、ユーテックス・瀏上電化綜合建設工事共同企業体1億3,500万円。以上の結果、ユーテックス・瀏上電化綜合建設工事共同企業体1億3,500万円の落札でありました。

また、消費税を入れました落札率が96.37%であり、消費税込みの金額は1億4,175万円でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 1点は、工期を聞き逃したものですから、工期の方を1点お

願います。関連でありますけれども、前回発注されました土木管路工事におきましてですね、何か業者が1カ月の指名停止をもらったというような話を聞きました。そうであれば、工期的に適正かなということもありまして、それが本当ならば、なぜ指名停止に当たる処分が科せられたのか、その理由をお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（藤井公明君） これはやっぱり、この案件に対しての質疑を受けておりますからですね。井川総務課長。

○総務課長（井川良一君） お尋ねの工期につきましてお答えいたします。本契約は、締結の翌日から平成24年1月16日までといたしております。
以上でございます。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第61号 芦北町立星野富弘美術館心の基金条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第17、議案第61号「芦北町立星野富弘美術館心の基金条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。中原生涯学習課長。

○生涯学習課長（中原豊徳君） 議案第61号、芦北町立星野富弘美術館心の基金条例の制定について御説明を申し上げます。

本条例は、平成22年12月11日及び12月13日両日にかけて、芦北町立星野富弘美術館宛てに、「お役に立ててくださいましたら幸いです。本当にありがとうございます。」メッセージ付きの現金合計2,000万円が郵送されてまいりました。メッセージの内容から、間違いのない寄附行為の意思表示と受け止め、富弘美術館への寄附として有効活用するため、条例の制定をお願いするものでございます。

まず、第1条に、基金の設置として、芦北町立星野富弘美術館の設置の趣旨に賛同し、頂いた寄附金について美術館のさらなる発展、向上のため、有効活用することを目的として、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、芦北町立星野富弘美術館心の基金を設置するとしております。

以下、第2条に積み立てる額についてを、第3条に基金の管理についてを、第4条に運用益の処理についてを、第5条に繰替運用についてを、第6条に基金の処分についてを、第7条に委任についてをそれぞれ規定しております。

附則として、この条例は公布の日から施行いたします。

なお、提案理由は記載のとおりであります。

以上、説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。平松君。

○11番（平松洋一君） 質問を申し上げます。

先ほど、一般会計でこの寄附行為の寄附金ということで議決をいただきました。それはそれでいいわけですが、実は一昨日、議案の差し替えということで来まして、詳細については何のことだろうということで、寄附行為のことが書いてありましたので、中身を知らないまま、日にちを過ぎましたら、昨日の朝、朝刊各社、熊日新聞を取っておりますので、熊日の社会面にですね、大々的にこのことが報道されておりました。ですから、ここに町長の写真、それから現金、封筒ございます。メモ書きも添えられておったということでございますが、これによって、ああこのことかということで理解をしたわけでございますが、この案件につきまして、もう一般寄附でですね、当然、今もう議決をしましたので、これは本来であればですね、2日間の間でいろんな協議をされて、先ほど安全面でですね、現金で置いておくのはどうだと、こういう答えがありましたけれども、私は個人的には、まず普通郵便で現金が送られてきたというようなこと、これはもう郵便法にも抵触しますし、為替、いろんな面でも法律違反でございます。なぜですね、一番疑問になるのは、なぜ匿名でなければならないのか、そしてそれはよくわかりませんが、差出人のですね、推測をするわけではございませんが、これは善意に捉えればですね、有難いことだと思いますけれども、謎めいたお金であることはまずもってですね、あると。だから、本来であれば、緊急に差し替えてまでしなくてもですね、3月とか、あるいはもうそういうことでもですね、寄附金に一般的に入れておけば、そのときでもこの条例制定についてはですね、基金条例については、よかったんじゃないかと思えますけれども、再度、その本当に緊急にされた、提案された

理由ですね。

それから、もう1点、これは議会内部の問題もありますが、議会運営委員会でございます。議会に提案される議案を審議するわけですが、そこで一応決定したものを再度、議長に先ほど承諾を得たということでございますが、議長から議会運営委員会なり、そしてまた一般の議員にですね、事前に知らせるというのが筋でございますが、新聞から中身を知ったということでございますので、ある意味、これはもう議会軽視の状態でもないのかなあと、こう思わざるを得ませんけど、途中でワンクッションおいて全員協議会なり開いてですね、ああこれはどうぞというような協議をした上で、こういう基金に振り返る方法もあるのではないかと。これは真っ向から反対するわけではございませんが、手段、期間ということについてもですね、どうも思うものですから、そこらへんについて町長の再度のお答えをお願いしたい。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） もうすでにご存じと思いますが、公金とか、あるいはそれに類するものにつきましてはですね、行政機関において、中期あるいは長期に保管してはならないということ、ご存じと思います。こういうのは速やかにその対応をするということがですね、大原則でございますので、そう長く預かっておくわけにもいきません。万が一、事故が生じたときの責任問題が生じてまいります。

郵便法につきましては、差し出した方のほうに関わることでありまして、受け取る側には郵便法の適用はございません。それと、その郵便法は現金書留以外で送った場合のまさかの事故の補償はしませんよという内容でございますので、それは差出人の方の任意でよろしいかというふうに思います。

議会への説明でございますけれども、速やかに議長にこの対応をいたしました。それで、議会にどうするか判断については、議長に委ねたわけでございますので、議長見解をお聞きいただければ幸いです。

○議長（藤井公明君） それでは、議長の見解を申し上げます。

ただ今町長が申されたように、私の方に話がありました。それで、理由は今のような理由でございます。したがって、議運の委員長に直接私から電話をいたしまして、こういうふうに町長から申し出があったと。そして、議運の委員長に連絡しました。議運の委員長からですね、私の連絡を受けて、議運の委員長から各議運の委員にですね、メンバーに事務局から、いわゆる説明をしたということでございます。それで、今日の冒頭にですね、この議案についてもう少し詳しく説明を聞きたいということであればですね、その段階で全員協議会に切り替えてですね、別室で説明を受けてもよかったんですが、その議会から申し出がありませんでしたので、

私は全協はですね、そういう形で開けばですね、そのときは開いてもよかったわけです。ところが、議運の申し出がなかったから知らなかったということでございますので、そこらあたりは理解いただきたいというふうに思います。

はい、どうぞ。平松君。

- 11番（平松洋一君） いろいろ説明はございましたが、基金の制定と、非常に重要な案件でございます。通常の追加議案とはちょっと違いましてですね、重要な案件で、なぜこれをするのかというそのそもそものはですね、やっぱり議員で一回は揉むべきであったのではないかなと。これは私の考えですので、いろいろお考えがあると思いますが、今後このようなことがですね、今日は上程されてますので、この議案については肅々とここで議決をされればいいわけでございますが、今後そのような問題が生じないとも限りませんので、そのような善処方をお願いしたいと思います。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。川尻君。

- 12番（川尻成美君） 要するに条例につきましては、新たな条例についてはですね、基本的にはやっぱり委員会付託が最大でよかったのかなあというふうに私もそういう理解をいたしますが、もう上程されたわけでございますので、この第1条の意味をお伺いいたします。1条にですね、美術館の更なる発展・向上のためという形が、この字句がありますけれども、美術館の向上という意味はどういう意味でこうされたのか、関わられた方、まず町長にこの意味を聞きたいと思いますが、いかがですか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

- 町長（竹崎一成君） これはそう難しく考えられなくても、質を高めたり、あるいはお客さんの動員数をもっと増やしたり、幅広い意味がございますので、左様御理解いただきたいと思います。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

- 12番（川尻成美君） 私は、充実・発展がよかったんじゃないかなと思ったものですから、そういうことで申し上げた次第でございます。

以上です。

○議長（藤井公明君） ほかにありませんか。林田君。

- 2番（林田耀宏君） 私は、これはもらったときにですね、心の基金ということを見せていただきまして、非常にいいことだなあと思いました。なぜかといいますと、今こういう時代で、物が本当にあふれた時代で、その美術館を見られたんだろうと思います、その方もですね。そして、そのやさしさに触れて、本当に感動して贈られたという善意のお金ということでですね、このことを通じまして、こ

の美術館をですね、ますますこの芦北の観光の発展にもなれば、本当に有難いなということと、地域の方もそういう美術館に対しての意識がますます高めて、基金が増えていけばなあと思ひましてですね、非常に嬉しかったわけです。といいますのは、湯浦の地区の方も非常に星野富弘美術館を今どういうふうにして盛り上げようとかですね、ギャラリーも今設置をしたりしていますので、いいことだと思っております。

以上です。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。坂本君。

○1 番（坂本 登君） 新聞報道で見まして、私のもう個人的な解釈なんですが、町長にお答えをいただきたいと思います。素晴らしい、こういう送ってこられた方の心は素晴らしいと思います。また、埼玉県、また芦北町、この富弘さんのところに合計で5,000万円を超える寄附をなされたという報道でした。美術品、また美術館に対する思いも多いとは思いますが、私の個人的に読んだときに、本当に心が打たれて、町はそういうところも評価されたのかなあということで、町長にもやっぱり障害施設、また障害者に対する、やっぱりそういうところに心がけて、今以上にですね、そういう施設等、力を入れていただきたいなというのも、私はメッセージとしてあったんじゃないかなと、個人的にそういうふうに取り取っているんですが、そのへんのところはただ美術館への寄附と受け取られたのか、そのへんのところがどうなのかということをお願いしたい。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） ただ今の坂本議員の御発言とまったく私は同じ思いでございます。この御意志を無にすることなくですね、この理念というものが他のいわゆる社会的な弱い方々のためにも広がっていけばいいなあと思っております。そして、この本条例の名称であります、通常でありますと、芦北町立星野富弘美術館基金でいくところではありますが、今、坂本議員の御発言のように、気持ちを込めた名称にしたわけでございまして、心の一文字を入れさせていただきました。どうぞ御理解いただきたいと思ひます。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑はありませんか。岡部君。

○14 番（岡部恵美子君） 今度のこの星野美術館に寄附していただきまして、本当ただ今、町長が心の美術館ということで、本当に私たち救われるなと思っております。と申し上げますのは、やはり体の弱い方、いろいろありますが、体操の時間にケガをして、そして自分はこれで生きていくんだというその気持ち、私が一番思っておりますことは、教育委員会の方にお尋ねいたしますが、子どもたちにこれからずっと見学をするというようなお考えはないかお尋ねしたいと思っております。

ます。

○議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。

今、岡部議員から御発言のとおり、現在でも各小中学校の児童・生徒に、星野富弘美術館の鑑賞を私の方から指導させていただいております。今後におきましても、引き続き子どもたちの心の教育にしっかり星野富弘美術館、貢献できるものと確信いたしておりますので、これからはしっかり取り組ませていただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 岡部君。

○14番（岡部恵美子君） ありがとうございます。星野富弘さんは群馬県でございますけれども、水俣の出身者もおられますので、身近な障害者でございます。どうぞ、今、教育長から御答弁いただきましたが、どうか芦北町の子どもたちのこの障害者の心というのを胸に刻んでいただけるようになれば、本当に素晴らしいんじゃないかと思っております。よろしく願いしておきます。終わります。

○議長（藤井公明君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

ここで議案を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔議案配布〕

○議長（藤井公明君） 配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 配布漏れなしと認めます。

————○————

日程第18 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（藤井公明君） 日程第18、諮問第5号「人権擁護委員の推薦につき意見を求

めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字湯浦349番地3、氏名、鎌木義光。

この件につきましては、平成23年3月31日に任期満了となるものでございまして、法務大臣に候補者として推薦するために当議会に提案させていただくものがあります。

鎌木義光氏でございますが、本町役場OBでございまして、平成20年4月から法務大臣に人権擁護委員として委嘱され、現在1期目でございます。温厚にして篤実な人柄は、町民からの信望も厚く、また豊富な行政経験は人権擁護委員に最適と認め、ここに議会の意見を求めるものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから諮問第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第5号は原案のとおり答申することに決定しました。

—————○—————

日程第19 請願第1号 小学校就学前までの子どもを対象とした国の医療費無料制度を早期に創設することを求める請願書

日程第20 請願第2号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める国への意見書提出を求める請願

日程第21 陳情第17号 国の責任による安心・安全な国土づくりと出先機関の存続を求める意見書提出に関する陳情書

○議長（藤井公明君） 日程第19、請願第1号「小学校就学前までの子どもを対象と

した国の医療費無料制度を早期に創設することを求める請願書」から、日程第21、陳情第17号「国の責任による安心・安全な国土づくりと出先機関の存続を求める意見書提出に関する陳情書」までは、先の議会運営委員会の答申を踏まえ、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

お諮りします。請願第1号、第2号、陳情第17号については、会議規則第90条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

内容については、お手元に配付しております請願書、陳情書の写しのとおりであります。

これから請願第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。本件は採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

これから請願第2号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。

お諮りします。本件は採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

これから陳情第17号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから陳情第17号を採決します。

お諮りします。本件は採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第17号は採択することに決定しました。

-----○-----

日程第22 陳情第19号 石間伏～上木場間連絡道の町道認定に関する陳情

○議長（藤井公明君） 日程第22、陳情第19号「石間伏～上木場間連絡道の町道認定に関する陳情」については、先の議会運営委員会の答申を踏まえ、会議規則第90条第1項の規定により、お手元に配付しております請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

慎重な審査をされ、その結果を委員長から報告願います。

-----○-----

○議長（藤井公明君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦勞さまでした。

-----○-----

散会 午後0時05分

平成22年第7回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

平成22年12月17日

午前10時 開 会

於 議 場

1 議事日程

開会宣告

日程第1 一般質問

日程第2 発議第6号 小学校就学前までの子どもを対象とした国の医療費無料制度を早期に創設することを求める意見書案

日程第3 発議第7号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める意見書案

日程第4 発議第8号 国の責任による安心・安全な国土づくりと出先機関の存続を求める意見書案

日程第5 発議第9号 環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉参加に反対する意見書案

（一括議題 日程第9まで）

日程第6 総務常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調査の申出

日程第7 建設経済常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調査の申出

日程第8 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件（所管事務）調査の申出

日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申出

（閉 会）

2 出席議員（16人）

1番 坂 本 登 君

3番 宮 内 道 則 君

5番 古 村 逸 男 君

7番 草 野 安 道 君

9番 元 山 秀 志 君

11番 平 松 洋 一 君

2番 林 田 燿 宏 君

4番 寺 本 順 一 君

6番 白 坂 康 浩 君

8番 前 田 徹 一 君

10番 宮 尾 秀 行 君

12番 川 尻 成 美 君

13番 水 口 宣 之 君

15番 寺 本 修 一 君

14番 岡 部 恵美子 君

16番 藤 井 公 明 君

3 欠席議員（0名）

4 説明のため出席した者の職氏名（17人）

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教 育 委 員 長	本 山 嵩 君	教 育 長	竹 浦 裕 道 君
総 務 課 長	井 川 良 一 君	企画財政課長	井 上 民 男 君
田浦基幹支所長	早 川 純 一 君	税 務 課 長	農 中 豊 君
住民生活課長	迫 本 文 雄 君	商工観光課長	坂 梨 優 君
福 祉 課 長	大 岩 憲 治 君	農林水産課長	柳 田 豊 彦 君
建 設 課 長	竹 田 茂 幸 君	上下水道課長	山 本 正 博 君
教 育 課 長	永 田 光 洋 君	生涯学習課長	中 原 豊 徳 君
会計管理者兼 会 計 室 長	野 口 博 司 君		

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 福 山 勝 廣 君 次 長（係長） 岡 田 謙 治 君

平成22年第7回定例会一般質問通告表

質問順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	宮内 道則	1 非常備消防の消防施設整備計画はどのようなになっているのか	機動分団を含め10分団ある各分団に軽自動車の小型ポンプ付積載車を配備する計画はないか。	町 長
		2 九州新幹線開通に伴う「観光うたせ船」のPRは	(1) 3月に全面開通する九州新幹線について、芦北町の観光の目玉である「観光うたせ船」を今後どのようにPRし、推進していくのか。 (2) 新八代駅から「おれんじ鉄道」へ乗り継ぎする場合の利便性について	町 長 町 長
		3 (旧)龍ヶ岳芦北浄水場の跡地について、今後どのような計画であるのか	(1) 平成16年5月31日に給水協定が解除されているが、将来復活の見込みはあるのか。 (2) この浄水場跡地を「芦北町」に払い下げする旨の相談があったのか。	町 長 町 長
2	坂本 登	1 「随意契約」の創造的運用を図る小規模事業者登録制度について	(1) 町内の土木、建築、電気、内装、板金、塗装、ガラス、造園など、多岐にわたる小規模工事に携わる建設関連事業者のうち、年間所得が200万円以下、201～300万円以下の方の割合はどれくらいか。 (2) 予算を拡大しなくても、現行の予算配分をふりわけて実現でき、また県下自治体でもすでに設置されている「小規模事業者登録制度」を新たに設けて、町が発注する小規模な公共工事に、地元業者も登録できる制度をつくる考えはないか。	町 長 担当課長
		2 景気・雇用対策も見込める住宅リフォーム	(1) 緊急雇用対策として、住宅リフォーム、耐震改修、バリアフリー、環境	町 長 担当課長

		助成制度の創設について	対策、三世代住宅改造工事など、町民の方が町内の建築業者に請け負わせた工事に、自治体が一定額の助成を行う「住宅リフォーム助成制度」が、急速に全国へ広がって経済効果も生み出している。芦北町としてもこの助成に踏み切る考えはないか。 (2) その際、使い勝手のよい制度にするため、補助金申請をする町民のため、住民票や住民税の滞納がないことを証明する書類は、申請者の同意の上、役場がすべて集めていただくよう手続きの簡略化を図るべきだと考えるがいかがか。	
		3 水俣病被害者救済に向けた広報活動の充実について	(1) 水俣病に関する特別措置法の施行に伴い、町内でも救済申請の問い合わせが増えている。町としてもあらためて救済措置の申請を町民に呼びかける広報活動の充実が重要だと思うがいかがか。また、情報発信の拠点として「もやい直しセンター」の「きずなの里」の役割についてどのように考えるのか。 (2) 特措法での地域・年齢での「線引き」は、実情に合わないとは社会問題にもなっている。地元首長として、行商ルートで山間部の汚染魚が流出した実態を踏まえて、水俣病被害者救済に向けたご決意をお伺いしたい。	町 長 担当課長
3	川尻 成美	1 芦北町行政改革実施成果報告の受け止めと第2期行政改革大綱について	(1) この成果報告書からみて、町長そして町議会に対して町長として自信をもって成果として報告できるものを5つあげるとしたら何か。	町 長

			(2) 全般に亘る改革への取り組みの成果と今度の課題をふまえて、第2期行政改革大綱の策定に当たって基本にすえたものは何か。 (3) 第2期大綱にあげている行政組織の強化（P4、P5）の強化とは何をいうのか。	町 長
		2 星野富弘美術館運営5年間の収支の状況からみた問題点と根本的対応について	平成18年開館して早5年が経過しようとしている。4年7カ月の入館者数、収入、管理費総額、その収支の状況とその不足額の町民税の均等割額3,000円の相当人数等みると別紙のとおりである。 (1) 地方財政が益々厳しくなりつつある今、この美術館の運営の抜本的改革を真剣に検討すべきであると考えているがどうか。 (2) 取りあえず配置職員の減員、入館者数に見合った職員配置を検討し対処すべきではないか。 (3) 町教育委員会5名で美術館入館者の現状等視察、確認して対応策など定例の教育委員会で審議検討しているのか。	町 長 教育委員長 町 長 教育委員長 教育委員長
4	寺本 順一	行政情報公開について	(1) 行政情報公開ランキング（10月15日）西日本新聞報道の受け止めと対応について (2) 県内自治体において、公的オンブズマンを設置する自治体があるが、本町でも設置したらどうか。	町 長
5	林田 耀宏	1 湯浦温泉について	宝亀年間に発見された湯浦温泉は、およそ1300年近くの歴史があり、これこそ芦北町の宝といえる。 (1) やがて1300年の歴史を迎える湯浦温泉に関して、町としての今後の計	町 長

			画又は構想があるか。 (2) 町営湯浦温泉センターの湯量が少ないが、掘削とか改善することは出来ないか。 (3) 湯浦温泉神社が、現在、慰霊塔公園にあるが、移った経緯は。又、今後元の場所に移せないか。	町 長
		2 湯の香橋について	(1) 湯の香橋は、湯浦温泉のシンボルとして位置づけられているが、現在の橋の当初の建設目的は。 (2) 現在の湯の香橋を塗り替える等の改修工事は出来ないか。	町 長
6	宮尾 秀行	1 夢をもてる第1次産業支援について	(1) 第1次産業支援の現状と今後は（主に果樹など）。 (2) 農地の流動化の現状は。 (3) 林業の活性化策は。 (4) 猟師の減少をどう考えるか。 (5) 漁業の活性化策の現状は。とらふぐを温泉水で養殖している人が居る。研究してみる考えはないか。 (6) 食育を通じ食物作りの大切さを根気強く伝えてほしいが。	町 長 担当課長 教育委員長
		2 水道事業の現状は	(1) 宮田配水池は順調か。 (2) 町水道以外を生活用水として使用している世帯の割合はどれくらいか。又、安全な水であるか。 (3) 町水道以外を利用されている世帯に限り、水質検査を初回のみ無料に出来ないか。	町 長 担当課長

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（藤井公明君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 昨日、会議規則20条の件について発言しましたが、その件につきましては撤回をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（藤井公明君） わかりました。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（藤井公明君） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告者は6人で、通告表はお手元に配付しております。質問時間は従来どおり、補助質問を含めて30分以内に制限します。

それから、一般質問は通告制でありますので、通告者の質問に関連して求める関連質問は許可されません。

質問にあたっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。なお、執行部の答弁も明解かつ簡潔に願います。

それでは、発言を許します。

はじめに、宮内君。

○3番（宮内道則君） おはようございます。

トップを切りまして一般質問をいたしますことに対し、議長をはじめ、関係者に心から感謝を申し上げます。

さて、私は一般質問の通告書によりまして、3つの質問をさせていただきたいと思います。

まず、第1点は、非常備消防の消防整備計画についてお尋ねするものでございます。芦北町の地域防災計画書によりますと、この芦北町管内の消防団の分団数は、機動分団を含め10個分団、施設及び機材の所有が、消防車2台、小型ポンプ付積載車28台、小型ポンプ42台、40トンの防火水槽246カ所、20トンの防火水槽39カ所、消火栓が202カ所となっております。芦北町消防団は火災から住民の生命・財産を守るという使命のもと、野口団長以下642名の団員の皆さんが昼夜を問わず働いておられることに対し、衷心より感謝を申し上げたいと思います。また、町当局におかれましては、近年、大変厳しい財政状況の中で、消防の近代化及び機動力の整備を進められ、併せて元消防団員による防災組織の設置及び機

能別消防団の設置等を行い、あらゆる手段をもって安心・安全のまちづくりを進めておられることは、近隣市町村にはない素晴らしい取り組みであると思います。

さて、今年もいよいよ火災シーズンを迎える時期となりました。私の地区では、昨年２月に住宅火災があり、また隣の道川内地区でも今年の４月に住宅火災がありまして、２件とも尊い財産が燃焼いたしました。この２件の住宅火災でいえることは、特に道路が狭く、消防車がスムーズに入ることができなく、そして消火も遅れたということでございます。

そこで要望いたしますが、この機動分団を含め、１０個分団ある各分団に、小さい軽自動車ならどこでも入れます。是非とも、各分団に１台ずつ、この軽自動車の小型ポンプ付積載車の導入をお考えいただきますようお願いをするものでございます。

次の第２点は、九州新幹線に伴う観光うたせ船のＰＲについてであります。竹崎町長には、この観光うたせ船のＰＲと振興には、町長就任以来、格別の御尽力をいただいていることに対し、衷心より敬意を表するものでございます。特にこの観光うたせ船は、白いドレスの海の貴婦人として大変人気を博しておりますが、近年は大変お客さんが減少いたしております。また、町当局には、芦北町観光うたせ船保存条例を制定していただき、財政的にも支援を願っており、さらに観光レディース船も就航いただきまして、冷暖房を完備した夏・冬いつでも快適に女性のニーズに合ったうたせ船が大変人気で喜ばれております。さらに、平成１８年には、農林水産大臣より、未来に残したい漁業・漁村の歴史文化、財産百選の一つとして、歴史的・文化的に大変価値が高い貴重な施設として認定を受けました。国も認めた観光うたせ船でございます。町当局にはさらなる御指導をいただき、来年３月、全面開通する九州新幹線開業で、観光うたせ船が観光の目玉となるよう、町並びに観光協会上げてのＰＲをお願いするものでございます。

そこで、竹崎町長にお尋ねをいたします。来年３月で全面開通する九州新幹線について、芦北町の観光の目玉である観光うたせ船を今後どのようにＰＲし、推進していかれるのかをお尋ねいたします。

次に、新八代駅からおれんじ鉄道へ乗り継ぎをする場合の利便についてお尋ねしますが、新幹線を利用して博多方面から新八代駅で乗り継ぎをして、おれんじ鉄道で佐敷駅に下りられるわけであります。この乗り継ぎがスムーズにいくように御配慮をお願いするものでございます。

次の第３点は、白岩上地区の旧龍ヶ岳芦北浄水場の跡地について、今後どのような計画であるのかをお尋ねするものでございます。当施設は、昭和４７年５月に供用を開始し、平成１６年５月３１日に給水協定の解除がなされるまで、その間、約

33年間、毎日最大で1,500トンの水を供給してまいりました。その後、送水管等の破損や、老朽化等が著しく激しくなったために、広域行政組合を設立されて、球磨川から取水をして、平成16年6月に新たに供用を開始し、現在に至っているということでございます。よって、この白岩地区では、近年まで白岩川の護岸整備や増水防止工事等を行われ、長年、水の恩恵を受けてまいりました。また、給水停止してから、早6年が過ぎようとしておりまして、この龍ヶ岳芦北浄水場は、現在、浄水場としての機能はまったく果たしておりません。今後、これを再利用するとしても膨大な経費がかかるものと思われます。

そこで、竹崎町長へお尋ねいたします。この施設の跡地利用について、将来復活されるのかどうかを上天草市と協議をしていただくようお願いをするものでございます。

次に、浄水場跡地を芦北町に払い下げする旨等の相談等が今まであったのかどうかをお尋ねいたします。

以上で、私の質問を終わります。答弁による再質問は自席から申し上げます。ありがとうございました。

○議長（藤井公明君） これより答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 宮内議員の御質問にお答えをいたします。

まず、小型ポンプ付積載車の配備についてでございますけれども、非常備消防であります消防団の設備の整備につきましては、車両等更新計画に基づきまして、毎年更新を行っているところであります。したがって、今回御質問の軽自動車の積載車の導入に関しましては、今後の更新計画の中で、消防団とも協議しながら、各地域の実情を考慮して検討していきたいと考えております。

次に、九州新幹線開通に伴う観光うたせ船のPRについてでございますけれども、昭和56年に4隻からスタートした観光うたせ船は、現在ではレディース船を入れて17隻が操業しております。現在は年間5,000人程度の利用客がっております。平成12年度に芦北町観光うたせ船保存条例を制定し、また平成16年度には女性も安心して乗ることができる観光うたせレディース船の整備などを行い、町上げて芦北町観光の目玉であります観光うたせ船の支援を行っております。

お尋ねの3月に全線開業する九州新幹線へのPRでございますが、本年度、それに向けた取り組みとして、冠事業を活用いたしまして、乗客者の皆さんにイシエビをおみやげとして提供して、秋の観光うたせ船キャンペーンを行いました。来年度も新幹線元年事業による県の補助金を活用し、引き続き広報紙、メディアによる広報活動、さらには主要駅へのチラシ配布、JR九州をはじめとする旅行会社への旅行商品としての売り込みを積極的に進め、特に関西方面の修学旅行生獲得などを目

指してまいります。

次に、九州新幹線に伴う観光うたせ船のPRに関しまして、おれんじ鉄道への乗り継ぎということでございますけれども、おれんじ鉄道沿線で九州新幹線が停車する駅は、新八代駅、新水俣駅、出水駅、川内駅であります。沿線全体で九州新幹線と在来線のダイヤ改正が実施されますので、総合的な調整の中で町としましても観光うたせ船の振興が図られますように、またその他の振興も併せまして、利便性確保のために要望をしております。

次に、龍ヶ岳芦北浄水場の跡地についてでございますが、給水協定が解除された後、上天草市との間で平成17年3月1日に取水に関する覚書を取り交わしております。上天草市に再確認しましたところ、緊急の場合に使用できるよう維持管理を今後続けていくということでございました。

また、浄水場跡地を芦北町に払い下げる旨の相談があったのかということにつきましては、今申し上げました覚書が生きておりまして、今後も維持したいと回答がありましたので、払い下げの相談はあっておりません。ちなみに、もしその施設を、水を利用するのであれば、相談には応じますということは口頭でも以前承っておるところでございます。

以上、答弁に代えさせていただきます。

○議長（藤井公明君） 宮内君。

○3番（宮内道則君） まず、最初の非常備消防における消防施設整備計画について、機動分団を含め、10個分団に軽自動車の小型ポンプ付積載車を配備する計画はないかという質問につきまして、ただいま町長より、大変前向きな御答弁をいただきました。これで大変、町当局におかれましては、財政的にも厳しい状況の中ではございますが、これが消防計画書に基づき順次配備をいただきますようお願い申し上げます。質問を終わります。

次に、九州新幹線開通に伴う観光うたせ船のPRについての1番目の質問でございますが、3月に開通する九州新幹線について、芦北町の観光目玉である観光うたせ船を今後どのようにPRし推進していくかという件につきまして、ただいま町長より、個々多種、御説明をいただきましたので、私の方も前向きに取り組んでいただきますよう今後お願い申し上げます。質問を終わります。

次に、2番目の質問でございますが、新八代駅からおれんじ鉄道へ乗り継ぎする場合の利便についてでございます。ただいま町長の方からもですね、今取り組みをしているということでございます。特に竹崎町長におかれましては、役員もしていらっしゃるようですので、是非その付近につきましては、博多方面から八代駅で下りられる、そしておれんじ鉄道に乗られます。いろんなプログラムとか時間表ののです

ね、取り次ぎ等につきまして、是非、御配慮をいただきますようお願い申し上げます。この点につきましては、もう一回、町長の方から再度、どういう形の中でされるのかをお聞きしたいと思います。

次に、白岩上地区の龍ヶ岳の浄水場跡地でございますが、今後どのような計画であるのかとの1番目の質問でございます。ただいま町長の方から、覚書を交わしてやっているということでございましたので、この件につきましては了解をいたしました。そして、芦北町に現在、そのような払い下げ等はあるのかということでございますが、これも併せてですね、給水を再度、非常時の場合は使うという御答弁でございますので、私地元といたしましても、住民にもそういった形で話をしたいと思えます。今後とも、いろんなそういった取り組み等があった場合は、是非、白岩地区にですね、いろんな恩恵ができるような形で御指導いただければと思います。

あと1点だけお願いしまして、質問を終わります。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おれんじ鉄道への乗り継ぎの件でございますが、これにつきましては、新幹線の開通に伴うダイヤ改正への要望だけではなくて、日頃からですね、熊本駅までの乗り入れであるとか、あるいは快速電車を走らせてくれとか、常に要望をですね、続けておるところでございます。今般は、特に九州新幹線開通ということでございます。手順的にはですね、九州新幹線のダイヤ改正が最初に行われます。その次に在来線のダイヤ改正であります。そして、おれんじ鉄道につきましては、3番目の改正ということになります。そういうことで、先ほど申し上げましたように、総合的な調整の中でダイヤの改正が行われるということでございますので、それまでの間にですね、またさらに地元としての要望をいたしてまいりたいと考えておりますので御理解いただきたいと思います。そしてまた、応援を是非よろしくお願いします。

○議長（藤井公明君） 宮内君。

○3番（宮内道則君） ただいま町長より誠意ある力強い御答弁をいただきました。今後ともよろしく御指導いただきまして、私たちも力不足ではございますが、一生懸命応援をいたしたいと思えますので、よろしくお願い申し上げ、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井公明君） 宮内君の質問が終わりました。

次に、坂本君。

○1番（坂本 登君） 皆さん、ご苦労さまです。日本共産党の坂本登でございます。町民の皆さんの全体の奉仕者として、代弁者として要求実現に全力を挙げて頑張っ

てまいります。

議長の許しを得ましたので、通告に基づいて順次質問をいたします。

菅民主党政権が発足して、この１２月で丸半年が経過いたしました。民主党は、昨年の衆議院選挙で政権交代を掲げて勝利しました。しかし、今日、民主党に対する国民の期待は大きく裏切られ、今や失望と怒りに変わってきています。唐突な消費税１０％の提案、政治と金に対する曖昧さなど、民主党は支持率を急落させ、今年７月の参議院選挙では歴史的な大敗を期しました。

今、ＴＰＰ（環太平洋連携協定）参加が大問題となっています。ＴＰＰは、農業、林業、水産業など、日本の第一次産業に壊滅的な打撃を与えるものです。日本共産党は、党綱領の中に農業を国の基幹産業として明確に位置付けています。私は、多くの農林漁業に携わる皆さんと手を組んで、断固阻止する立場で戦い抜く決意です。

菅総理は、ＴＰＰ参加は明治維新と戦後改革に次いで第３の開国と言っていますが、日本の関税率の国際比較は主要国ではアメリカに次ぐ低さです。鎖国ではなく、既に十分すぎるほど開かれています。ＴＰＰに参加すると、食料自給率は農林水産省自身の試算でも、現行の４０％から１３％にまで低下をしてしまいます。これは食料主権を補償するルールの確立を求める世界の流れにも逆行するものです。

私は、このまま日本の政治が進んでいくなれば、日本の経済はますます後退し、国民の暮らしは耐え難いものになると考えます。景気、雇用、後継者対策の面から、今回は建設業関連で、まず２つの角度から質問をいたします。前向きな答弁をよろしくお願いをいたします。

第１に、小規模事業者登録制度についてです。町内の建設関連業者は、土木、建築、屋根、電気、内装仕上げ、板金、塗装、ガラス、造園、消防施設など、実に多岐にわたっています。長引く建設不況のもとで、小規模建設業者は大幅に仕事なくなり、事業の維持存続そのものが危うくなっています。そうした中で、所得も大幅に減っているものと思われますが、これらの建設業関連事業者の中で、年間所得が２００万円以下、また２０１万円から３００万円以下の方の割合はどれくらいのものか、まずお尋ねをいたします。

県下自治体の中でも、お隣の八代市や水俣市などで、既に設置されている小規模事業者登録制度は、名称こそ様々ですが、町の公共事業を地元の零細業者が事前に登録をし、町が発注するという制度です。地方自治法第２３４条に基づく随意契約を創造的に運用させる小規模事業者登録制度は、新たな予算措置を講じなくても、現行の予算配分を振り分け実施できる制度で、既に全国市区町村の２５％以上にまで広がってきています。これまで町の指名競争入札に参加資格登録をしていなかった

た業者の方も登録できるこの制度を新たに確立するお考えはないかお尋ねをいたします。

建設業関連の2つ目の質問は、住宅リフォーム助成制度です。緊急雇用対策として、住宅リフォーム、耐震改修、バリアフリー、環境対策、三世代住宅改造工事など、町民の方が町内の建設業者に請け負わせた工事に、自治体が一定額の助成を行う住宅リフォーム助成制度が全国175自治体へと急速に広がっています。景気と雇用、さらに後継者対策などの経済効果も生み出しています。

山形県の庄内町は、人口約2万人、世帯数約7,000世帯と、芦北町と似通った規模の町であります。この町は、2,400万円の町のリフォーム助成額に対し、実に7億円規模、29倍という経済的効果を上げているとの新聞報道があります。

先の9月議会で、私は芦北町木造住宅建築支援事業補助金交付制度についてお尋ねをいたしました。町産材を構造材として使用するこの補助事業は、住宅の新築、増築に対する助成であり、町内の20年度の新築戸数実績は35戸、増築が6戸、21年度新築が31戸、増築が10戸だとのお答えがありました。雇用不安が高まり、所得は減って負担が増える社会状況の中で、新築住宅を希望する人は少なく、これからは住宅の維持、改修の時代だといわれております。住宅は雨や風にさらされ、そこに住む人の生活を支え続けていく中で、次第に老朽化することは間違いありません。また、手を掛けなければ、その家を維持していくことはできません。親代々受け継いだ持ち家を何とかリフォームで維持をしたい、町民の皆さんの願いは新築、増築以上に強いものがあると私は考えます。芦北町でも、この住宅リフォーム助成制度の創設について、一步踏み切るお考えはないか、是非前向きな答弁をお願いをいたします。

次に、申請手続きの簡略についてお尋ねします。既に実施している岩手県宮古市では、これまでは個人の資産形成に対する補助になると、この制度に消極的だった市長に代わって、新しく就任した新市長が、使い勝手のよい制度にと、役所内に検討委員会を設置し、申請手続きの簡略化を進めました。この助成制度を利用される住民の方が補助金申請をするためには、住民票や住民税などの滞納がないことの証明書類が必要ですが、この検討委員会では、こうした書類は申請者が同意をすれば、役所側がすべて集めてくれることに力を注ぎました。その結果、宮古市の持ち家所有者の6人に1人がこの制度に申し込んだことになり、担当課長は市役所に入って約30年、これほど市民に喜ばれた経験はありませんと語っています。制度を導入する際、住民生活課や税務課が連携をして、手続きの簡略化を図るべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか。

質問の3番目は、水俣病問題を、とりわけ被害者救済に向けた広報活動の充実についてお尋ねをいたします。水俣病被害者救済及び水俣病の解決に関する特別措置法に基づく救済の受付が、本年5月1日から開始され、町内でも救済申請の問い合わせが増えています。来年は、水俣病公式確認55周年です。年の瀬も押し詰まり、正月に里帰りされる御家族や御親戚の方もあってしょう。同窓会や新年会などで集まる機会もあることでしょう。そうした町内出身者、また現に町内に住んでおられる町民のために、そもそも水俣病とは一体どのような症状なのかを、再度知らせるべきではないでしょうか。

環境省の申請の手引きでは、症状について、次のように規定しています。手足や全身性の感覚障害のほかに、1、しびれ、2、震え、3、からす曲がり、こむらがえり、けいれん、足がつる、4、見える範囲が狭い、はっきり見えない、5、耳が遠い、耳鳴り、6、味覚、嗅覚の異常、7、言葉を正確に発せない、8、めまい、立ちくらみ、9、つまずきやすい、ふらつく、10、物を落としやすい、手足の脱力感などの症状です。

水俣市長は、今月の12月議会で、帰省者に周知徹底を図るため、再度、市報でお知らせすると答弁をしています。芦北町としても、改めて水俣病被害者救済のための申請を町民に呼びかける広報活動の充実が重要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

また、本来、情報発信の拠点として、もやい直しセンターの機能を併せ持つ、きずなの里の役割をどのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

水俣病について、2点目です。今回の特措法での地域あるいは年齢での、いわゆる線引きは実情に合わない、患者団体や医療関係者から批判の声が上がっていることは御承知のことと思いますし、私もそう思います。町内でも漁村や街部は対象地域で、山間地域は対象地域から外されています。歴史的に見ても、行商ルートで水銀に汚染された魚介類が、山間地域あるいは球磨川沿いにも流出したことはまぎれもない事実であります。こうした実態を踏まえ、私は是非、地元の町長として立ち上がってほしいと思います。今こそ、水俣病被害者救済に向けた町長の決意を改めてお伺いいたします。

以上をもちまして、本壇からの質問を終わります。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 坂本議員の質問にお答えいたします。

御質問の小規模工事に携わる建設関連事業者に係る年間所得の割合についてでございますが、把握しておりません。ただし、総所得金額等の段階別納税義務者数については把握しております。

次に、小規模事業者登録制度についてであります。先の9月定例会において議員から質問のあった中小建設業振興条例の制定について答弁いたしましたとおり、地元業者で施工可能な工事等につきましては、できる限り地元業者への発注を行っております。

平成21年度実績では、30万円未満の小規模な修繕工事等において、入札参加資格をもたない業者にも30社、111件の発注をいたしております。また、入札資格のある業者への発注は37社、195件でございます。御質問の小規模事業者登録制度については、当課でもこれまで研究を行ってきておりますが、現在の発注方法は本町の実態に合わせて十分に対応できているものと確信しております。

次に、住宅リフォーム助成制度の創設についてのお尋ねでございます。これにつきましては、全国商工新聞によりますと、平成22年10月末現在で、全国で175自治体が実施されているようです。本町におきましては、先ほども御発言がありましたように、木造住宅建築物支援住宅用太陽光発電システム設置費補助、要介護高齢者等住宅改造助成等の住宅リフォーム制度を設けまして、経済、福祉両面からの政策を講じているところでございまして、お尋ねの制度につきましては、今後の研究課題とさせていただきます。

2点目の御質問につきましても関連いたしますので、今後の研究課題とさせていただきます。

次に、水俣病被害者救済に向けた広報活動の充実についてでございますが、既に6月定例会におきまして、特措法の周知徹底、差別や偏見の解消についての御質問でお答えしておりますとおりでございますが、広報活動につきましては住民生活課長に、きずなの里につきましては福祉課長に答弁させます。

次に、特措法での地域、年齢での線引き等々についてのお尋ねでございますが、町といたしましてもつつがなく被害者救済が図られますよう、今後とも強く県当局へ働きかけてまいる所存でございます。具体的には担当課長から答弁をさせます。

以上であります。

○議長（藤井公明君） 迫本住民生活課長。

○住民生活課長（迫本文雄君） 水俣病被害者救済に向けた広報活動の充実についての括弧1の広報活動の充実についての質問ですけど、広報活動につきましては、熊本県と連携し随時実施しているところでございます。現在まで町内での説明会を5月に3カ所、3回、10月に2カ所、2回、計5回実施しておりまして、参加者は853人に上っております。また、広報「あしきた」では、5月、6月、7月号、まちだよりでは、66、69号で広報したところでございます。なお、次回につきましては、12月21日発行のまちだより72号に掲載を予定しております。現在の

ところ、特措法の申請期限は定められておりませんが、今後とも適宜、適切に広報してまいります。

次に、括弧2の地域の線引き問題についての質問ですけど、特措法に基づく給付申請書の添付書類であります魚介類摂取等申立書では、いわゆる対象地域に居住歴がない方にも対象地域との関わりを記載する欄や、魚介類の入手方法を選択する項目では、行商人の項目もありますので、県当局ではそれらの申請内容を総合的に審査され、水俣病被害者救済に資するものと期待しているところでございます。

以上です。

○議長（藤井公明君） 大岩福祉課長。

○福祉課長（大岩憲治君） 社会福祉協議会を担当しております福祉課より、きずなの里、もやい直しセンターについて答弁いたします。

もやい直しセンターでは、今後とも、ふれあい再生事業、いきがづくり事業、施設開放事業の充実を図りまして、水俣病の情報発信に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 200万円以下は把握していないということです。小規模登録制度も今現在、30万円以下の工事、30社、111件、また登録している業者37社、195件、こういう今の町の実績において、小規模登録制度を今は考えていないという答弁でしたが、今の制度でも町民の業者の方々、いわゆる一人親方、大工さん、左官さん、いわゆる本当に個人で頑張っておられる、そういう零細業者の方々の声として、民間としても仕事は頑張っているが、町としての仕事は一切来ない、こういった声も多々聞くわけです。だから、そういう面からも、公正・平等の立場からも、登録制度を設けて、希望する方は登録をしていただく。30万円以下の工事の発注をお知らせする、こういう公平な立場からの、私の町民の皆さんからの要求の提案でございまして、今でも十分、小規模事業も町に発注をしているという御答弁でしたが、それに不満を抱いていらっしゃる町の方もたくさんいるということでもあります。この制度が出来ますと、今まで下請業者専門とまではいきませんが、零細業者の方々が元請になるということで、請負代金を直接受け取ることができます。実在が地域中小企業業者の経営を直接支える意義は十分にあると思いますが、この公正面で町長はそういう声があるという、この今の御答弁の中で、そのことをどう認識されていらっしゃるのでしょうか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） そういう声は、直接、私に届いておりませんので、議会が終わ

りましてから、その実数、実態を私に説明していただけますか。それでまた検討をさせていただきたいなと思います。ちなみにですね、水俣市では、この登録制度を実施しておりますけれども、登録者数はですね、31社です。私どもはもうそれに匹敵する30社の方を登録制度なくともやっておるということでありまして、把握できている分につきましてはですね、やっております。

それと、町の事業にですね、積極的に関わりたいという方につきましては、町の広報紙で指名伺いなんです、公募をやっておりますので、そういうことで積極的に指名願を提出されますと、その対象になっていくと。ただし、これには審査と資格要件等もございますので、そこは御理解いただきたいと思います、先ほど申しましたとおり、実態について詳しく把握されておるようであれば御提言いただきたいと思います。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 私たちは、もちろん日本共産党、私は各個人の団体、またはそういうところを特別視するわけではなく、町民全体、業者全体の声の代弁者として言っているわけであります。だから、どこかの業者または団体等の加担をするという代弁者ではありません。一小さな親方、または本当に必死に働いている職人さん、こういった方は本当に月末になればお金の工面ができない、本当に毎月毎月、本当に必死の思いで走り回っておられます。そういった方々の本当の声を加味していただいて、研究課題としていただきたい、このように声を伝えておきます。

2つ目の住宅リフォームについてでございます。これからの課題としたいということで、今まで町は、この前の9月議会でも取り上げましたが、町産材の今素晴らしい制度がある、これは私も承知しております。しかし、この制度をつくったとき、年月が今、需要は確かにあったと思います。しかし、今は先ほども本壇から申し上げましたとおり、住宅の新築、増築を望む方もいらっしゃいますが、本当にリフォーム、50万円以下、30万円ちょっとここは直そう、そういったニーズは本当にたくさんあります。そして、先ほど申しました小さな大工さん、左官さんが、いやあ町長がこういう制度をつくってくれたんだと、町の各隅々まで自宅を回って、ここを直されませんか、危なくありませんか、町の業者、大工さん、左官さん、サッシ屋さん、いろんな工務店が営業マンとなって、地域全体をかけずり回り、経済効果が全国あちらこちらで莫大な経済効果を生んでいる、こういう報道もなされています。こういうことを課題と言われましたが、大いにですね、執行部の皆さん、専門知識を大いに発揮されて研究していただきたい。是非、この制度をですね、つくって、町を活性化し、このことによって商店や食事をする外食産業、すべてにおいて波及効果があると私は確信をしております。この点、執行部の皆さん

も本当に全国専門知識で調べていただいて、町長、必ずこれを何年かのうち、早ければ早いほど、オンリーワンで芦北町独自の制度につくっていただきたい、このようにと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 最初のお尋ねの件で答弁の補足をさせていただきますが、水俣市の例でありますけれどもですね、1社だけを指名しての随意契約ではなくて、複数の業者から見積りを取るんですね。そして、有利な方で選定していくわけでありますので、30社すべての人がこれを落札できるということではございません。もう実質の入札になっておるんですね。ですから、そういう実態も一つ御理解いただいております。

それと、リフォーム制度の助成制度につきましては、先ほど申し上げましたとおり、研究させてください。先進地の事例もですね、さらに調査をしてみたいと思います。まあいろんな御要望にですね、100%応えていければ、もうそれが一番いいんです。特にこういうお尋ねの件につきまして実現できますと、坂本議員と町長の人気はうなぎ上りになるんじゃないかなろうかと思っておりますけど。しかし、経済効果、地域経済をですね、活性化するという面でもありますし、また生活実態等もさらに詳しく調査させていただきまして、今後また相応の対応をさせていただきます。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 研究課題にするというお答えをいただきまして、私としてはですね、私の人気は上がらなくても、どうでもいいんです。町長は、それは上がって、または町のために一生懸命頑張られるということで、人気は上がった方がいいと思います。我々日本共産党は、町民の暮らしが守られ、命が守られれば、自分の人気など加味しておりません。まあ命、暮らしという面から、次の水俣病被害者の問題に入っていきます。

町としても、十分にこれまで広報活動、充実していることは私もわかって、この問題を取り上げたわけです。先ほども申しましたが、この正月にこの町内出身の方がたくさん帰って来られる。こういう方が現に、先ほど申し上げました10項目の症状について、必ずあると思います、それでも自分はもう年だからもうそういうのは当たり前じゃあと思っていらっしゃる方が多々、多いと思うんですね。そういう方が何十年ぶり、また芦北の生まれ故郷に、また1年以上過ごした方が帰って来られる同窓会、友達やと、そのときに、お前、ちょっと水俣病の症状があるんじゃないかとか、こういったことでもうあまねくですね、被害者がこの周知をしていただいて、自分もやっぱりこの際に申請をする、こういう趣旨で私は申し上げたわけ

です。課長の答弁の中でも、12月21日号に記載をするという答弁をいただきました。また、このことについてもですね、十分にその帰省して来られる出身者の方々にも周知をしていただきたい、このように、また今からこの内容について、ちょっと書き加えるということはできるものならやってほしいと思いますが、そのへんのところはどうか。21日付けの広報にですね、そのへんはどうでしょうか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 検討させていただきます。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） また、素晴らしい頭脳をもたれた執行部の皆さんが頭をひねっていただければ、必ずや間に合って、21日号には周知をされると思っていますので、是非、頑張ってくださいと思います。

次に、線引きについてであります。この線引きについては、この水俣病特措法の法律のですね、前文の1面に部分的に御紹介をさせていただきたいと思います。

「救済を必要とする方々を水俣病被害者として受け止め、その救済を図ることとする。地域における紛争を終結させ、水俣病問題の最終解決を図り」という文言が入っております。それと、第3条の救済及び解決の原則、ここの第3条の中に「救済を受けるべき人々があとう限りすべて救済されること」という文言も入っています。第4条、国等の責務の欄にも「国、関係地方公共団体、救済を受けるべき人々があとう限りすべて救済され、水俣病問題の解決が図られるよう努めなければならない」この法律にこうたってあります。だから、この法律に合う、本当にこの被害地域の町長として、あとう限りの被害者救済に向けて決意を、改めてもう一度伺いしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 今後とも県とですね、連携いたしまして、あとう限りの方策を講じてまいりたいと思います。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 検討するということですが、これはもう被害者の地域の町長として、県や国にも被害者の立場でものを言っていく、この強い姿勢で町民を守っていただきたい、患者さんを守っていただきたい、このように思いますが、一步踏み込んだお考えをお願いします。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 毎年2回、環境省へ出向きまして、保健部長を中心といたしまして、懇談、要望の場を設けさせていただいております。そこで、被害者の方々の

救済はもちろんでありますが、併せまして地域の再生も強く働きかけております。
今後ともそういう姿勢でまいりたいと考えております。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1 番（坂本 登君） 強い決意で臨んでいただくという答えをいただきました。私も唯一の芦北町の日本共産党の議員として、町民の立場に常に立ち、一部の奉仕者ではなく、全体の奉仕者として、町民の皆さんの暮らし、命を守るために、全力をもって代弁者としてこれからも頑張ってまいります。

今日はこれで質問を終わります。

○議長（藤井公明君） 坂本君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時56分

再開 午前11時03分

-----○-----

○議長（藤井公明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、川尻君。

○1 2 番（川尻成美君） 午前の最後になろうかと思いますが、よろしくお願いいたします。
ます。

まず最初に、執行部、議員の皆さんに資料を配付しておりますが、自主財源投入状況の中の表がありますが、この訂正をお願いします。21年度の入館者数というのがありましたが、これが7,845人の誤りでございます。そして、一番下段の19年度の均等割の人数が7,978としていましたが、4,978の間違いでございます。冒頭、お詫びして訂正申し上げます。

それでは、私は今回通告しております2つの問題について質問をいたします。1つは、芦北町行政改革実施成果報告の受け止めと第2期行政改革大綱について、1つは、星野富弘美術館運営5年間の収支の状況から見た問題点と根本的対応について、町長、教育委員長にそれぞれ質問をいたします。

10月に芦北町行政改革実施成果報告書が配付されております。こういう厚いものでございますが、この実施計画書は町長としての責任で行政改革集中改革プランの実施に取り組んだ結果としての成果報告書でありますから、大まかな内容報告はされるのかなあというふうに私は思っておったわけでございます。5年間の大事な行政改革への取り組みで成し遂げた効果といえる成果報告書でありますから、目を通してきたわけであります。まず感じたことは、今、国、地方上げて取り組んでおります行財政改革への取り組みが、しかも総務省の指導・助言を受けて一斉に作成

をしまして、町民に公表して期待ももたせ、我が町の集中改革プランの実施に取り組んだ成果の町民への報告でありますから、我々議員にはすべて大綱説明ぐらいは求めるべきだったなあと強く感じたところでございます。

そこで、質問の第1点は、この報告書は町民視点の改革をはじめとして、財政の改革、事務の改革、組織体制の改革等、分類してありますが、町民のための行政改革でありますから、町長、あなたが町民、そして町議会に対して、最高責任者として自信をもって成果として報告できるものを5つ上げるとしたら何と何なのか質問いたします。

第2点は、この報告書は、全般にわたる改革への取り組みの成果、そして今後の課題を記載してあります。そこで、第1期の集中改革プランの取り組みと成果を踏まえて、第2期の行政改革に取り組むべく第2期芦北町行政改革大綱を去る3月に作成して、3月定例会後の4月に、これでございますけれども、議員の連絡棚に置いてあったと記憶をしております。これもせめて大筋だけでも議員に説明して、理解と協力を得るのが町長の立場ではないかなというふうに考えたのであります。質問は、報告書の今後の課題を踏まえて、この第2期行政改革大綱の策定にあたって、その基本といたしますか、柱に据えたものは何なのか質問します。

第3点は、単純な質問でございますけれども、この第2期改革大綱の4ページ、5ページを見ますと、行政改革の強化という項目で載っております、その強化とは何をいうのか質問するものであります。

次に、第2の問題、星野富弘美術館運営5年の収支状況から見た問題点と根本的対応について、町長と所管の教育委員会であります教育長に質問をします。この星野富弘美術館運営に関することに対しまして、11月18日付けで資料を議長を通して申し入れをしております。ほかに公共施設の管理運営の方も申し入れておりますが、担当所管より係の方からの資料を提出してもらい、その後、いろいろと電話等での調査等もしたわけでありまして、この度、一般質問通告締切1日前の12月7日の午前中に一般質問の通告を提出したのであります。その後に12月11日、土曜日、また12月13日、月曜日に、匿名で星野富弘美術館宛てに2,000万円の現金が送られてきたということで、突然とは申ししましても、あまりのグッドタイミングにただただ驚いておりますけれども、大変有難いことで、天の知らせがあったのではないかというふうに思っておりますし、善意のある御寄附をなされた方に一町民として本当に有難く感謝の思いと敬意を表するものでございます。議会としても、昨日議決しました基金運営条例に基づき、大事な公金でありますので、適正に運用されますよう、議員として、その使命を果たすべく見守りたいというふうにお約束をしておきたいというふうに思います。

さて、星野富弘美術館はいろいろな経緯を経て設置され、開館してから早5年が経過しようとしております。町民の方々からも美術館の設置や経営、運営の現状等について、いろいろと聞かされているものですから、これまでの4年7カ月の入館者数、そして入館料、物品売払手数料、リトグラフ売払収入等、収入の部、そして職員等の人件費、需用費、委託料などの管理費の総額と、その収支の現状を4年度分を一覧表として確認しましたところ、通告書に添えて出した星野富弘美術館の収支と自主財源投入の状況の表のとおりであります。議長の下承を得て、議員の皆さまにもお手元に差し上げておりますので、ご覧いただき、そして管理費総額から見て収入を差し引いた、いわゆる収入不足額、この表ではB－Aの赤字の数字の金額であります。参考までに町民1人当たりの町民税均等割3,000円の何人分なのかを見て計算をしたわけではありますが、18年度分が7,831人分、19年度が4,978人分、20年度分が1,116人分、21年度分が1,978人分と、相当な人数分の町民税の中の均等割の相当額をこの美術館の設置運営に投入してきているのであります。

そこで、町長、教育長にまず質問しますが、国の財政同様、いやそれ以上に厳しくなりつつある地方財政の現状をさらに確認しながら、この富弘美術館運営の抜本的改革を真剣かつ具体的に検討すべきであると考えますが、町長、教育委員長、どう考えておられるのか質問をいたします。

第2点は、この具体的な検討事項として、とりあえず入館者数の21年度で大まかに計算をして、月の開館が28日の計算でしておりますが、1日当たり24人から5人、1時間当たり8時間の営業でありますので、約3人少々程度であります。団体も含めた中のトータルでございます。入館者に見合った職員配置を検討し、対処すべきではないか考えます。どうでしょうか。

第3点は、教育委員長への質問であります。この美術館を所管する教育委員会として、美術館入館者の現状等、現場に出向いて視察確認などされ、その対応策など月々の教育委員会定例の会議で審議、検討などされておられるのか。されておられるのであれば、どういう検討、議論を重ねておられるのか質問するものであります。

私は、地方議会における一般質問の重要性、そしてそのあり方とした質問に対し、かみ合った的確な答弁を得て、町民の方々の町政のさらなる進展を願って、このような質問を毎回重ねてきております。傍聴者の皆さまも真剣にお聞きになっておられます。どうか町長、教育委員長の責任ある的確な答弁を求めて、第1回目の質問といたします。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） お答えいたします。

行政改革実施成果報告の受け止めと、第2期行政改革大綱についてのお尋ねでございます。既に申し上げておりますとおり、57件の改革事項において、56件の効果があったものと考えております。1件につきましては継続事業等でございます。強いて効果額ですね、予算面から申し上げますと、定員管理の適正化、町債の適正管理、そして経営基盤の強化、これは農集排水事業、そして生活排水処理事業がございます。それと、公立保育所の統合等はかなりの効果があったものと考えます。56件すべて、自信をもって効果があったと私は思っております。

次に、第2期行政改革大綱の策定にあたって基本に据えたものは何かということでもありますけれども、もう既に調査をなさってわかっておられると思いますけれども、行政改革の基本方針としましては、組織と財政に絞った内容としております。組織分野に係る推進項目としましては、行政組織の強化ということで、効率的な体制の整備、定員の適正化、人材の育成等に取り組むこととしております。財政分野に係る推進項目としましては、効果的・効率的な行政経営の確立ということで、効率的な行政運営、健全な財政運営の確保、広域連携の推進に取り組むこととしております。

次に、行政組織の強化とは何をいうのかということですが、さらに強くすることでもあります。

続きまして、星野富弘美術館に関してのお尋ねでございます。御存知のように、当館は多くの人たちに愛されて支えられながら、開館いたしまして来年の5月13日で5年の節目を迎えます。これまで県内外から4万3,000人余に及ぶ多くの方々が来館されまして、感動と癒しの空間として親しまれております。今後におきましても、公設美術館としての役割を十分理解し、改革すべきは改革し、美術館の発展に取り組んでまいりたいと思っております。

なお、先ほど町税の均等割の御発言がございましたが、今回頂きました2,000万円の御寄附につきましては、均等割3,000円で、川尻方式で計算しますと6,666人分の効果があったということでございます。誠に有難いことでもあります。

なお、ほかの具体的な質問につきましては、教育委員会の所管でありますので、そちらに答弁を委ねます。

○議長（藤井公明君） 本山教育委員長。

○教育委員長（本山 嵩君） 川尻議員の御質問に順次お答えを申し上げます。

全国的に見まして、美術館の運営というのは簡単なものではございません。非営利を定義している美術館では、収入にも限界がございますし、収入だけで館を維持

していくということは非常に難しいことでございます。しかしながら、非営利的施設でありましても、美術館の運営については来館者の増員のため、企画展を年2、3回開催、それから美術館のPR、看板、チラシ、ポスター、ホームページ等による充実を図り、また県内の美術館や小中学校、旅館等の人海による営業活動を行っているところでございます。

なお、美術館に展示された作品には様々な時代や文化を背景として、その時々人間が考えた事柄が表現されております。美術作品は物ではございませんで、人間にとって大切な知的財産と考えておりまして、芦北町はもとより、県内外の人々に生きる喜びと感動を与えるとともに、当美術館が癒しの空間となりますよう努力してまいりたいと考えております。

次に、職員の配置、減員等につきましては、担当課長の方からお答えを申し上げたいというふうに思います。

次に、教育委員会の委員での美術館の現状把握等についてのお尋ねがございました。お答えをいたします。教育委員会の行事の中で、教育委員5名が揃って館を視察研修をするとか、あるいは協議をする、赴くということは現在のところございません。ただ、ここにおきましては、原画展とか、あるいは常設展、または小中学生によります詩画公募展等に赴きまして、状況の把握に努めているところでございます。また、芦北町の各小中学校の児童生徒へ、教育長を通じまして、校長会あるいは文書によります美術館鑑賞の機会を促して、子どもたちの情操教育に役立てていただきますようお願いをしているところでございます。

なお、定例の教育委員会におきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、芦北町の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の実施に関する規則によりまして、事務局評価及び学識経験者の意見を聴取しながら点検評価を行っているところでございます。結果を毎年9月に定例議会において報告をしているところでございますので御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 中原生涯学習課長。

○生涯学習課長（中原豊徳君） それでは、2番目の御質問にお答えをしたいと思います。

現在の職員配置につきましては、平成18年6月の定例議会において御質問を受け、お答えしたものでございますが、当初3名、館長、学芸員、臨時職員を配置しておりましたが、芦北町一般職の非常勤職員の任用等に関する要綱第6条の規定により、勤務時間を週30時間とするために、補正により増員を行ったものでございます。施設の管理運営上、常時2名体制をとり、来館者等に対して十分なサービス

ができるよう努めております。したがって、職員の町内外への出張や振替休日等を考慮しますと、現行の配置を維持する必要がありますので、どうか御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 時間の都合上、美術館の方から追質問をさせていただきますが、私、美術館の趣旨等には賛同して、否定するものではありません。ただ、町の施設として、ほかの施設も併せながら、今からやっていくために、我々監視機関としてこういうデータでやっとなるわけでございます。要するに、建物を造った以上は、管理費が継続的に永遠に続くわけでございますので、こういう御時世、いかに経費を少なくするにはどうあるべきかというのは、知恵を絞るのはお互い執行部にしても、我々議員の監視機関として当たり前のことだというふうに、今回、例を取り上げたものでございますが、その中でですね、まず疑問点がちょっとあるものですから質疑を申し上げますが、当初、16年設計の方をされまして、17年、18年という形で工事が進んでいくわけですが、17年度にこの中でリトグラフというのが購入されております。このリトグラフが18年度に額縁まで含めてですね、1,977万9,750円、19年度に1,097万9,220円、合計3,075万8,970円が仕入れとして上がっております。この表にありますように、収入として上がっているのが、この18、19、20年度でリトグラフの販売が終わったということで聞き及んでおりますが、その合計を見ますと、収入の合計が1,646万6,000円、あと1,429万2,970円ちょっと、まだ売ってないのかなあというふうに思いまして、在庫があるのかないのか。要するに、備品という形の町有財産でございますので、その点をまず明確にしてもらいたいなと。決算書で出てこないものですからですね、こういう疑問点を1点お願いします。

○議長（藤井公明君） 中原生涯学習課長。

○生涯学習課長（中原豊徳君） お答えをいたしたいと思います。

平成17年度に23点の原画を星野富弘さんよりお借りをいたしまして、リトグラフ化を行っております。上記の23点のうち、それを原画をリトグラフというような手法によりまして、これは写すというような簡単なものじゃございませんけれども、そういう技術的な工法の中でリトグラフというふうに申しておりますが、23点を6部作成をしております。その中でそれを6倍しますと138枚になるわけでございます。約1,800万円、額縁も含むわけでございますが、その46枚の行く先というのがございます。ロットナンバーというのを付けておりまして、つまり6分の1から6分の6までロットナンバーを付けております。その46枚のう

ち、芦北町美術館に展示用として1枚、それから芦北町美術館の保管用として1枚、それから富弘さんへの無償譲渡が1枚、そして富弘さんが個人で購入されるのが1枚、それに向こうの群馬県の富弘美術館が購入されるのが1枚、これは購入でございます。それから、グロリアアーツという会社がございますが、そこで購入されるものがございます。そのようなことで分け方になっておりまして、芦北町美術館の中には、展示用と保管用が残されているということでございまして、あとの購買につきましては、今御説明をしましたとおり、2つの方が売買をされているというようなことでございます。19年度におきましては、11点の原画を星野富弘さんよりお借りをしております。そして、リトグラフ11点を4部作成をしております、44点を作成をしております。その中にも先ほど申しましたように、ロッドナンバー4分の1から4分の4まで付けておりますが、4分の1に関しまして、4分の1、4分の2につきましては、芦北町美術館展示用あるいは保管用としてっております。あと、富弘さんへの無償譲渡と、富弘美術館が購入した部分について分けられておるところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 要するに、展示物として残っているやつと販売したものはわかります。無償譲渡という意味はどういう意味ですかね。もう差し上げた、贈呈したという意味ですかね。そうであれば、どういう形で備品を償却といいますか、要するに財産でしょう、財産の中で購入したものを富弘先生にやったんでしょう、無償で。それはどういう手続きが必要、何も要らんとですかね。財産を要するにやったということであるものですからですね。その点、いかがですか。課長で答弁できるのかな、どんなかな。

○議長（藤井公明君） 中原生涯学習課長。

○生涯学習課長（中原豊徳君） お気持ちとお気持ちのつなぎ合いというような中でですね、富弘先生との意思の疎通とかそういうものがございまして、美術館というのは非常にいい経営というか、商品の並べ方とかというのがあるわけですが、それらの大事な原画をお借りいただきましたお礼というような気持ちが非常にこもっているんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、その金額としては大体どのくらいかなということが、この件についてはお伺いしたいと思います。そして、そういうことの中です、ね、1日の入館料というのを申し上げましたけれども、21年度で計算して割り算

したんですけれども、約1日、23人から4人というようになりますけれども、団体があります、その団体は私、調査はしていないんですけれども、22年度における11月までの入館者というのを見ましたときに、5,224人の入館者があります。その中で団体がですね、1,062人あるんですよね。団体という中で月に団体が来られる時期と日にちがありますけれども、それをすれば来訪者が、本当もう数名というときがあるんじゃないかなと、1日のですね。トータルでは時間で計算すれば、1日で計算すれば22、3人になりますけれども、団体が来てそういう割合になるものですから、常時は28日間開いている中でですね、来訪者が1日何人かしか、数名しか来ないということにも想定されるわけですね。だからこそ、例えば今、報酬という形で職員を採用しておられます、常駐という形ですね。私はこの団体はわかるわけですので、経費面の削減を私なりに経営者として言うならば、非常勤でその団体のときだけ日当割で払うとか、そういう形を今後すべきじゃないかなという御提言をするわけであります。今まででいいということの答弁であったからこそですね、私はそういう政策的な形で考えますが、いかがでしょうか。どちらに聞けばよかですかね。竹崎町長はどう思われますか、私の今の考えは。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） これもですね、効率的な経営を目指して御提言と受け止めてですね、研究をさせていただきたいなと思っております。当然のことでありますので。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 私たち人事に対してはですね、何も権限はないわけですので、そういう形しか表現できませんけれども、やはり役場を退職された方が月20万円の240万円という収入を得ておられます。大変功労された方ではございますけれどもですね、もう5年もあるわけですので、見直しをすべき時点になっているのかなというふうに思いますので、その点、数字的なデータを把握されまして、伝票等をですね、1日の入館数の伝票等を勘案されまして、今後そういう配置に対しましての効率化を図ってもらいたいというふうに願っておりますが、さっきの質問に対して。

○議長（藤井公明君） 中原生涯学習課長。

○生涯学習課長（中原豊徳君） 先ほど、星野富弘さんにお礼というような形でリトグラフの方をやっているのはいくらぐらいになるのかという御質問でよろしかったんでしょうかね。実は、平成17年度に作りましたのは、数が多うございまして、1枚当たり13万434円かかっております。それから、19年度には数が少のうご

ざいましたので、20万7,136円でございます。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 姉妹店といいますか、親でありますみどり市の方では、11月、600万人ですね、来たということで、素晴らしい地の利があるかと思えますけれども、相当の入館者があるということで賑わっているようでありますけれども、やっぱり感動は呼ぶもののですね、見合った経営を切望いたします。

あと、施設の運営として、教育所管でございます。当初、福祉という形の中で国の補助金の地域間交流で補助金を得て、施設は造ったんですけれども、1年でもう教育委員会の所管という形で、美術館法か何か知りませんが、私がこうじゃありませんかと言った思いがありますけれども、こういう運営をされるわけですが、今後ですね、星野富弘美術館という形で名称はありますけれども、企画をする中でですね、星野さんの展示物以外にやはり入館者を多くするために、何か企画とか、そういう今後施設の運用にあたってですね、考えておられることはございませんか。

○議長（藤井公明君） 中原生涯学習課長。

○生涯学習課長（中原豊徳君） お答えをしたいと思います。

現在、星野富弘さんと、それから新立航大君のコラボによります展示会もやっているところでございまして、来年まで前期と後期に分けてやるつもりでございます。それから、平成23年度にかけましては、美術館の顧問でございます坂田燦氏と、それから富弘さんの二人展、あるいは歩み展と称しまして、新たな展示会を計画をしております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 時間もあと少々でありますので、第1の行政改革の方に移らせていただきますが、町長、5年間で素晴らしい成果を上げたということで自信満々であるようでございます。しかるに、私、その評価としてですね、違うじゃないかとは言いませんが、栃木県のこの前研修に行ったんですけれども、佐野市ですかね、佐野市の方に行ってみてわかったのが、やっぱり雛形が一緒なんですよ。同じコンサルタントを入れた行政、この評価の政策でありますので、そうありますが、ちょっとほかのところを取ってみたら、また違った見方もあるものですからですね、ちょっと問題提起なりにさせていただきますが、まず総務省から8月にこの5年間の成果を報告しなさいということがあったと思います。してないところの行政もあるんですが、我が芦北町はもう立派に作られておりまして、どの部分をまず

提出されたんですかね。この部分でしょうか、されたのは。それからお聞きします。

○議長（藤井公明君） 井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） 国に、あるいは県に対しまして、どのような部分を出されたかということでございますけれども、この17年から21年までの5年間の計画の中で、先ほど町長も答弁ありましたけれども、項目数ですべてで57項目、その中でですね、大項目が町民の視点の改革でありますとか、財政の改革、事務事業の改革、総人件費の抑制、外部委託の推進、公営企業等の改革の推進、組織体制の改革、職員意識の改革、すべてにおいてですね、国の方に報告をいたしております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 来年2月頃、多分、全国の評価が出るものというふうに思っています、芦北町が類似団体の中でいい評価が出されるものと期待はしておりますが、その中で町長にお伺いいたしますが、行政情報の公開という形のページ7があります。ここに冒頭うたっているのが、議会に対する説明のほか、町民へ行政情報の積極的な提供を行いましたということが載っておりますが、果たして私はこの評価でいいのかなあというふうに思っております。オンブズマンの評価で恐縮かもしれませんが、新聞、10月何日ですか、評価が出て、情報公開度の中で3項目上げてありましたが、その中で町長交際費の公開0、入札情報15点とかありまして、今後どうされる考えなのか、後で何か質問が出ているようでありますけれども、お友達でありますみどり市はですね、若い町長で御存知だと思いますが、ちゃんと毎月の情報公開をしておられますが、要するに交際費支出基準並びに公開の条文をですね、ちゃんと定めて、月々、交際費の情報をしておりますので、そういう観点からですね、ここはまだ改善すべき点じゃなかろうかなというふうに思いますし、また指定管理者制度においてのことはですね、非常にやっぱり善処すべき問題があると思いますが、私は議員として批判的なことを言うべきだと思いますから、そういう形で言いますが、町長のお考え、いかがでしょうか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 後刻の質問にも出てきますのでですね、その際、重複答弁がありましたら御容赦いただきたいと思います。お尋ねでございますので。この情報公開評価ランキングにつきましては、情報公開の評価よりもですね、このランキングの評価の仕方をどう評価するかということですね、まあ町村長の間ではですね、ああまた出たかという感じでございまして、例えばですね、1例申し上げます

と、情報公開の請求がございまして、情報提供します。そうしますと、コピーして出します。そのコピー代を本町では20円取っていますね。20円取っとるから、0点です。10円以下なら5点です。ですから、うちはですね、やっぱり事務コストがかかりますから、応分の手数料はいただくわけですよ。ですから、コピー代を取れば、10円超しますと、もう評価はゼロになります。あるいはですね、町長交際費、これも求めがあれば情報提供しますが、誰にどうしたかというのは、個人情報の保護の問題から、出せない部分がやっぱりあるんですね。本人の了承を取ればですが、取れば出しますけれども、そうでない場合もございしますので、一応ですね、そういう条文をですね、個人情報保護のため、個人名を出さない場合もありますと条文を書いとるんですよ。それで0点です。それを削除すると、何点ですか、かなり15点ばかりいくんですよ。ですから、ランクを上げようと思えばですね、それに合わせればできるんですよ。ですから、お尋ねになっている内容がですね、16項目あります。例えば、議会の議事録ですね、これはインターネットで掲載しとるかどうかということではありますが、しておりません。0点です。ただし、町外の方々はそう本町の議事録を必要としないと思いますが、町内の各行政区には、議事録を全部配付するんですが、ところがこれは評価項目に入っていない。そういうことですね、この評価制度そのものをいかなものかと私は思っているところでございます。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 私は、行政改革大綱と比べたときに言いましたので、後で御議論いただければと思いますので、御提言めいたことで申し上げますと、この大綱が基本として、行政改革と財政改革というのを柱に上げられる。しかるにですね、近隣でいえば八代市、御船議会の一番議会におきます先陣を切った御船町の方を見てみますと、八代の方ではですね、これは第三者を公募して、次の第2期の改革の提言書を答申されております。要するに民意を反映したいということで、公募制の民意でやって、具体的な施策まで大綱を出されて、その具体的な形でやっておられますし、御船町はまた先ほど言いましたように、雛形が違うものですから、その改革プログラムという形でですね、こうして分厚い2次の改革プログラムを作っておられます。私は10年間の、あるいはもう当たり前のことであるんですけども、やはりさらに2期の集中改革プランをですね、早めに作られてですね、具体的な成果、効果を毎年問うような形で、何かもう5年して終わったような感じでえられるような感じもするものですから、町長じゃなかつですよ。町長がせろという形でやらないと、職員は動かないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 民意を問う、そしてそれを反映するということですが、もう各自治体によって手法も違うと思います。我が町が全国に誇る手法といたしましては、毎年2,000人アンケートを取っております。もう4年続けておりますから、都合8,000人の方々の意向調査をしております。それはですね、かなり信頼性の高い結果として評価されておるわけであります。統計手法上はですね、本町のこの2,000人アンケートの信頼性が95%以上ということであります。ですから、そういうのを取りまとめまして、行政全般にわたって、これを政策に反映していくということでございまして、改革はですね、日々改革という精神で取り組んでおりますので、それは終わりのない私は仕事であると思っております。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 議長にもお願いをしたいと思います、やはりこういう集大成という形で報告が出ておりますので、決算時期にはありますけれども、こういうのが出たらですね、やっぱり議会の全員協議会を開くなり、町長直々のですね、説明をいただくなりしていけば、もっと開かれた我々議会と執行部との兼ね合いがあるんじゃないかと思えます。御提言して終わります。

○議長（藤井公明君） 昼になりました。ここで暫時休憩します。

-----○-----
休憩 午前11時54分
再開 午後 1時00分
-----○-----

○議長（藤井公明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 冒頭でございますけれども、先ほどの川尻議員の質問と若干重複するところもあろうかと思えますけれども、御了承いただきたいと思えます。

今年も残すところ、あと15日となりました。例年同様、異常気象によりますところの猛暑によりまして、農・漁業の第一次産業に多大な影響を与えているようでございまして、心よりお見舞いを申し上げたいと思えます。また、この1年間、議会の度ごとに、傍聴活動を続けておられる傍聴席の皆様方に心より敬意と感謝を申し上げます。

今回は2つの問題について質問いたします。1つは、行政情報の公開について、2つ目は、公的オンブズマンの設置について質問をいたします。

まず、第1の行政情報の公開についてであります、このことにつきましては、熊本市の市民団体であります熊本市民オンブズマンが県を含めた46県内市町村の2009年度の行政情報ランキングが熊日新聞と西日本新聞で報道されました。そ

の報道から、本町の情報公開の内容を見てみますと、まず総合得点では75点満点の30点、総合区分ではA B C Dの区分でDランク、公開度順位は46市町村の中で39位となっております。特に本町は町長交際費について、支出相手先の法人団体の一部を非公開にするなどしたため、30点満点の0点の評価になっております。

このような状況の中、本町は平成17年3月17日付けで、地方自治の本旨に則り、公文書の開示を請求する町民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、本町が町政に関し、町民に説明する責務を全うするようにし、公平で民主的な行政の推進にすることを目的に情報公開条例を制定しております。

まちづくりの基本は、町民が自ら考え、行動することにあります。行動するためには、町に関する様々な情報やまちづくりに対する考え方などが町民に十分提供され、説明されなければなりません。このことは民主主義の原理であり、住民自治の原点であると考えます。町長はこの公開ランキング下位にある状況をどう受け止め、どのように対応されたのか、まず第1点お聞きしたいと思います。

2点目は、公的オンブズマン制度の設置についてお尋ねいたします。近年、公平かつ中立的な立場で、地方自治体に関する住民の苦情等进行处理するための機関といたしまして、自治体の中でいわゆる公的オンブズマン設置の動きがあります。最近における地方自治は、住民が自治の主体として、その役割を自覚し、情報の共有を前提にして積極的に行政及びまちづくりに参画し、住民、議会、町長等が協働して自主的・・・的に進めていかなければなりません。

公的オンブズマンは一般的に町民の苦情だけでなく、オンブズマンが得た行政情報に基づき、自己の発意に基づく調査を行い、改善措置等を勧告するなど、行政の改善を行うものであり、行政の見直しを行い、住民の町政に対する理解と信頼を向上させる制度であります。町政に関する町民の苦情进行处理するための機関としての機能を有するもので、町民からの行政に対する苦情に対して、第三者の立場で調査を行い、処理し、不当な点があれば、その是正を勧告することにより、町民の権利及び利益保護を図ることにあります。新たな相談窓口が増え、本制度を利用することにより、町民の声がより行政に反映されやすくなり、町政サービスをもたらすものと考えられます。

さらには、オンブズマンが存在することにより、職員の意識改革や町民への対応能力の向上が図られると考えられます。個別の案件を通じて、町民との対話が図られ、開かれた町政の推進となるとともに、町政に対する町民の理解と信頼の確保が図られるという効果が期待されます。このように、多くの効果が期待される本制度

について、県下町村初の設置に向け設置される考えはないか、町長にお伺いいたします。

以上、2点について、町長の明解な答弁を求め、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） お答えいたします。

御質問のランキングは、御指摘のように、熊本市の市民団体、熊本市民オンブズマンが本年4月に実施したアンケート調査を採点したものであります。調査は、首長交際費、情報公開条例、公共工事入札などに関する13項目でありましたので、芦北町情報公開条例をもとに回答しております。新聞に登載された内容を見ますと、情報公開を請求する側の立場で採点をしてあります。この報道につきましては、特別な所管はもっておりません。なお、詳細につきましては、担当課長から答弁させます。

2点目でございますが、オンブズマン制度の導入でございますが、本町におきましては、現時点では導入については考えておりません。

以上であります。

○議長（藤井公明君） 井川総務課長。

○総務課長（井川良一君） それでは、まず採点のですね、具体的な内容につきましては、交際費相手情報の非個人の一部非公開、それからインターネット上での公開、閲覧手数料、それからコピー代などが採点をされていません。しかし、個人情報保護や実費相当の手数料負担の面から考慮したときに、採点には関係なく、適当な運用であると考えられます。また、17年に芦北町情報公開条例を制定しておりますが、これまで開示請求は2件という少数でございます。また、本町の情報公開制度の運用は、現時点では特に問題はないと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 今、町長並びに担当課長より、情報公開に関する内容について適切な御説明があったわけでございますけれども、このランキングの調査、熊本市のオンブズマンが実施したわけございまして、今回が初めてということじゃないようございまして、見る立場によって、その評価の仕方、あるいは調査の内容の問題、そういうものは自ずと変わってくるんじゃないかなと思うしております。我々議員というのは、行政の監視、評価、それが最も大きな仕事でございまして、単にこういう新聞記事を見ますと、芦北町は、これは一般的な見方でございまして、情報公開度について遅れているんだなあというような見方も、見る側

からすれば判断されるわけでございます。本町の情報公開条例が制定されてから、明けて3月には5年目が経過いたします。公正で民主的な行政の推進に資することを目的といたしまして、この条例は制定されたわけでございます。執行部におかれましても、いろいろと努力はされておられると思いますけれども、調査による評価がDランクというようなことでございます。中には40以上の市町村の中で、やはりAランク、Bランク、Cランク、Dランク、それぞれいいところもあるわけでございますので、一概に課長、町長が言われたような視点によってのみ判断することなく、やはり全体の中でやっぱり評価というものは評価すべきではなかろうかと私は思うわけでございます。

今後、このDランクという位置付けになっておるわけでございますけれども、まあ4分の1近くの市町村はAランクに位置しております。やはりその評価によって評価を得られた町もあるわけでございますので、今後、合格点のAランクとは言いませんが、せめてBかCの中間どこにおるように努力される考えはないか、一つその点、お聞きしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 現状からしまして、先ほど総務課長が申しましたように、5年間で2件であります。そういうことからしましてですね、特別今の条例を改正する必要はないと思っております。念のため申しておきますが、本町の情報公開条例は議会で議決されたものでございまして、議員さん方が審議の上、決定をされたところでございますので、もしそのことをですね、真剣にお考えであれば、議会から提案でもしていただきますとよろしいかなというふうに思います。

○議長（藤井公明君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 特にですね、この調査を見ても、町長交際費の支出相手先を一部非公開にしたことにより、これは名指しで新聞記事に載っております。0点の評価を本町は受けております。これに対しましても、先ほど川尻議員とのやり取りの中でいろいろあったわけでございますけれども、これは一つの全国から資料を取った、これは先ほどの川尻議員の質問と重複いたしますけれども、これは群馬県のみどり市、星野美術館を持っている町でございますけれども、市長の部屋というようなことで、町長の交際費については、毎月、随時町民にあからさまに公表をしておる町もでございます。できれば、本町においてもですね、まあ0点の評価を交際費については受けたわけでありまして、今後、いい評価を受けるためというようなことじゃなくして、やはり町民の視点に立ったところで、この交際費について、毎月、町民に公表する考え方はないか、一つ町長にお伺いしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 交際費の使途については、総務課で判断しておるわけでありましてですね、求めがあれば、公開もできるわけであります。そして、先ほど申しましたように、個人情報保護との関係もございますので、そういう回答をいたしております。重ねて申し上げますけれどもですね、そのアンケートは情報公開条例に基づいて回答しとるんです。議員さん方が決められた条例に基づいて回答しとるんです。ですから、それ以上の回答はしようがありません。そしてまた、特定の首長の交際費だけじゃなくてですね、全体的な情報公開という考え方からですね、取り組んでいくべきであって、特定の費目だけをどうするということはいかなものかと思っております。

○議長（藤井公明君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 先ほど申し上げましたように、見る側の視点としての考え方、多様性があるかと思います。まあ今の町長の説明を理解できないわけではございませんけれども、今後ですね、こういう市民の調査においても、ある程度の位置を占めるように努力方は一つお願いをしたいと思います。やはり見る視点によって、いろいろその評価、内容の問題についてはですね、違ってくるわけでございまして、言うまでもなく、情報が公開されることは町政の透明性が確保され、それによって住民の重要な意見と適正な判断に基づいた公正な行政を確立するためであり、そのことによって町政に対する町民の信頼と理解が深められ、町民参画の開かれた町政が推進されます。今後、情報公開に積極的な姿勢をもって取り組んでいただくことを強く要望しておきたいと思っております。この第1点については、そういうところで終わらせていただきます。

次に、公的オンブズマン、この問題について再度お尋ねしたいと思います。先ほどの町長の答弁では、今のところ考えておりませんというような御答弁がございました。現在、この問題については、県下の自治体におきましても、まだ設置しておるところはございません。熊本市が今その準備中でございまして、来年度は恐らく条例制定がなされるだろうという見通しでございます。当然、町村のレベルでもないわけでございます。全国的に見てみますと、市の関係が6つぐらいございます、全国的に。また、県の段階でこういう制度を設けておるところもあるわけでございます。今後、この公的オンブズマンの設置については、一応、町長は考えていないというようなことでございますけれども、全国の市町村を眺めても、まだ1カ所もないわけでございます。やっぱり透明性のある開かれた行政というようなことを考えますとき、できれば今後ですね、この問題を研究していただきまして、設置の方向で一つ考えていただくように、この場をもってお願いをするところでござい

す。再度、町長のこの私的オンブズマンの設置の問題について決意をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 御存知と思いますが、オンブズマン制度は約200年前、スウェーデンで始まっております。正式な日本語に直しますと国政監察官ということで、苦情受付のようでございますけれども、日本型になりますとちょっと違いまして、民間の行政監視団体ということでございますが、我が国の議会制度下にありますは、議会の権能をいかに発揮することで、十分その機能を果たせると私は思っております。それと、監査委員制度もございます。これもきちっと充実しておりますし、また一般の町民の方も広い意味でいえば、やはり町政を監視しておられるわけでもございます。そういうことで、いろんな情報も集める中で、我々に対応していくわけですが、重ねて申し上げますが、議会の機能、権能、監査委員機関が、その機能を発揮すれば、十分ですね、そういった問題には対応できると思っております。また、仮にでございますが、行政監視機関、オンブズマンを導入するとなれば、議会監視機関としてのオンブズマンも設置が必要になるかと思っておりますので、そういった観点からもやはり検討するときはしなければいけないと思っておりますが、現時点では導入については考えておりません。

○議長（藤井公明君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 竹崎町長、さすがに情報を仕入れまして、いろいろとその起源についても今お話をされたわけでございますけれども、もう1点だけ、監査との比較をされました。監査は、町の監査委員は、あくまでも財務監査が主力でございます。これは財務監査というよりも一般的な苦情あるいは問題点を捉えてする制度でございますので、まったく町の財務監査と性格が異なっておりますので、その点は一応間違いないように一つお願いしたいと思います。

さておいて、そういうことでございますけれども、この私的オンブズマンの設置については、いろいろとまた町長も御答弁いただきましたけれども、今後前向きな姿勢をもって一つ設立の方向で御検討方いただくように御要望申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤井公明君） 寺本順一君の質問が終わりました。

次に、林田君。

○2番（林田耀宏君） この度は、議長の許可を得まして、一般質問の機会をいただき、心から感謝申し上げます。

今回は、芦北町総合計画の自然や地域資源を活用した都市との交流という観点か

ら、湯浦温泉、湯の香橋の2つの質問をさせていただきます。

来春、いよいよ待望と言っていいのかわかりませんが、新幹線が全面開通となります。そのことで熊本～大阪間の所要時間も約3時間と聞いております。また、南九州西回りの自動車道も少し遅れてはいるものの、あと数年で完成いたします。そうなりますと、ますます地域間の競争が激化し、地域経済なども相当の変化が見られ、地域格差も懸念されます。そのため、各地では歴史や文化、また特産品やB級グルメなど、地域の掘り起こしが行われ、地域の活性化が行われているところでございます。

冒頭の芦北町の総合計画の自然や地域資源を活用した都市との交流の中の観光振興では、地域振興のための大規模な投資が本当に難しい中で、地域にある資源を有効に活用する観光振興は重要な役割を担っている。そのため、温泉などの観光資源や歴史資源などの融合を図ることで本町の魅力を十分に発揮させ、通年の滞在型観光を確立することが重要であるとあります。そこで、歴史資源、地域資源から見ましても、この湯浦温泉は最高の資源とっております。皆さまも御存知と思いますが、この湯浦温泉は宝亀年間に発見され、およそ1300年の歴史があります。この宝亀年号は第49代光仁天皇に御即位された際、葦北郡の日奉部広主売という方が白い亀を献上されたということでたいそうお喜びになり、祥瑞として年号を、その当時、新号慶雲でしたけれども、宝の亀と書きまして、宝亀年号に改められました。そのことを考えますに、その宝亀年号というのは、大変素晴らしい名前であり、そしてその宝亀年間に湯浦温泉が発見されております。湯浦温泉が発見されたということは、本当に偶然で片付けていいのでしょうか。まさしくその光仁天皇の喜びが温泉となって流出したのではないかとっております。

そのように歴史的に見ても、この芦北はこの宝亀年号という発祥の地といっても過言ではありません。地域の資源から見ても、天然流出の柔らかいこの湯浦の温泉は1300年近くの歴史を誇る温泉として、これこそ芦北町の宝といえるのではないのでしょうか。温泉が多いといわれますけれども、これほど柔らかいお湯は湯浦温泉をおいてほかにはないと思っております。

また、ちょうど地域では、各団体や区長様、公民館長さんも参加をいただきまして、湯浦温泉1300年を祝い、地域を活性化しようと湯浦温泉1300年物語と銘打って、昨年から湯の香冬あかり、また温泉神社まつりの宝亀祭などのイベントの取り組みが始まっております。そして、今年は11月に第2回の湯の香冬あかりが開催され、熊日新聞にも掲載されました。

また、先日、3号線や温泉施設の前に、1300年温泉物語の旗が立てられまして、温泉街としての風情が演出されて活気が出てきたように感じております。

地域では、そのように歴史・文化の継承と、地域住民の交流として大変素晴らしい取り組みがなされ、今スタートしたところではありますが、成功するには町との協力、そして地域住民が一つになり活動する住民パワーが是非とも必要です。西回り自動車道が数年後、津奈木インターに延びるまでに、この湯浦温泉1300年の歴史を生かし、そういう運動があるこの気運が高まったこの時期こそ、取り組むべきだと思っております。

そこで、まず最初の質問でございます。湯浦地区には町営の湯浦温泉センターをはじめ、天然温泉ヘルシーパーク、また星野富弘美術館など、町の施設が多くあり、地域ではなくてはならない施設として、現在、地域の皆さまから大変愛されて感謝しております。そこでまた、やがて1300年の歴史を迎える湯浦温泉の観光振興と資源活用について、今後の町の計画をお伺いしたいと思います。

②地域住民が、その湯浦温泉1300年物語の取り組みをしている中、ちょうど12月1日、1300年を祝うように、岩の湯様が改装オープンをされました。温泉のお湯も豊富で本当に有難く、温泉地域活性化のためにも心から感謝いたしております。ところで、町営の湯浦温泉センターも随分昔の話ですけれども、緑泉荘時代には、読んで字のごとく、緑がかった温泉がライオンの出口から豊富に出て、たくさんの人々の心と体を癒してくれました。しかし、現在、名物のライオンの出口はありますが使用されず、また湯量も少なくなり、もっと湯量を多くしてほしいというお客さまの声もあります。そこで、観光振興と、その1300年の歴史と、湯浦温泉の有効な資源の活用を念頭においていただき、湯量を増やす、そのための掘削など併せて、施設の改修予定などはないか。

③1300年の歴史ある湯浦温泉を考えますと、湯浦温泉神社はもともと、現在のヘルシーパークの川沿いにありました。河川工事のために慰霊塔公園に移されたと聞いております。現在では木も茂り、年に1回、温泉神社まつりのときに役員が行くだけの状態で、お賽銭箱も壊れたままになっております。このままではあまりにもお粗末ではないかと思えます。そのことで随分前のことで恐縮でございますが、温泉神社が慰霊塔に移った経緯は、また温泉神社はやはり温泉の近くにあった、元の場所にあった方がいいという住民の多数の声を聞きます。現温泉の活性化のためにも、元の場所、ヘルシーパークの敷地に戻せないか。

次に、第2の質問です。湯浦温泉の名物でありました赤い湯の香橋から、その当時はアートポリス事業だと思いますけれども、白い湯の香橋になり、今年で約20年が経過いたします。以前は通学や通勤している人たちが列車の窓から眺めて、その赤い橋が見えると、もう湯浦だなあと思ったということも聞いたことがあります。また、北海道で出会った長距離トラックの運転手の方が、名前は覚えてない

が、今でもあの赤い橋は覚えていると聞いたこともあります。そんなに思い出のある赤い湯の香橋でございました。この3号線を通るとき、あるいは南九州自動車道で湯浦温泉の上の橋を通るときに、もし下の方に赤い橋が見えたならば、いつか寄りたいと思う、そういう湯浦温泉の雰囲気、温泉の情緒が大切ではないでしょうか。湯の香橋はそのような観光振興としての地域資源を生かす温泉のシンボルとして位置付けをされております。そこで、そのアートポリス事業で建設された当初の建設目的をお聞かせいただきたい。また、湯浦温泉、丑の湯のまつりと、当時、湯町の通りで行っておいりましたけれども、この湯の香橋の完成を祝い、このまつりの場所を湯の香橋に移し、名称も丑の湯まつりから湯の香まつりと変わりました。そんなに思い入れのある橋でございます。観光振興のために1300年の歴史、湯浦温泉のシンボルとして湯の香橋の色の塗り直しや改修工事はできないか。

以上、1回目の質問を終わらせていただきます。あとは自席からの質問とさせていただきます。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） お答えいたします。

湯浦温泉に関してのお尋ねでございます。湯浦という地名は、肥後国史にも古くは温泉郷として知られたところであります。湯浦温泉も時代の流れに押されまして、宿泊施設の激減により、低迷していることは承知しております。また、近隣の温泉地でもあります湯の児、湯の鶴、そして日奈久にあっても、湯浦温泉同様、温泉客の減少により、大変苦勞されているようであります。このような中で、地元では活性化協議会が地元区長さんと一緒に実行委員会を立ち上げ、宝亀祭事業に取り組み、行動されていることに心から敬意を表するものであります。やはり地域おこしは民間活力が必要であります。今後さらなる期待をいたしたいと思っております。町もヘルシーパーク芦北、湯浦温泉等を有しております、ともに湯浦温泉活性化のため、取り組んでまいりたいと考えております。

以下、具体的なお尋ねにつきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（藤井公明君） 坂梨商工観光課長。

○商工観光課長（坂梨 優君） お答えいたします。

まず、湯量の点でございますけれども、湯浦温泉センターの湯量は、毎分67リットルの泉源をもとに掛け流し状態で運営をしております。湯量が少ないとのことですが、本年に入り、民間の温泉施設が改修、休業によりまして、現在、湯浦温泉センターの入浴客は増加をしております。そのために湯量が少ないと感じられたかかもしれません。既に民間施設も再開いたしましたので、その動向を見守りたいと考えております。当センターは昭和30年に緑泉荘として開業され、建物は築55年

を経過し、老朽化しているため、建物、トイレの水洗化などの問題もありますので、検討のための時間をいただきたいと思います。

次に、温泉神社でございますけれども、温泉神社は昭和42年6月に湯浦川の河川改修に伴い、湯浦堤防から現在地の湯浦慰霊塔公園に移転したと文献に記載してあります。今後、元の場所に移せないかとの質問であります。慰霊塔公園の現地を調査しましたところ、場所にあっては階段が少々きついわけですが、湯街を見守るように設置してあり、眺望も素晴らしく、多分ここから湯浦温泉の繁栄を願って設置されたものと想像されます。今後、移転も含めて、湯町全体の浮揚策、あるいは活性化を図る中で御提案をいただき、ともに検討していければと考えております。

次に、湯の香橋でございますけれども、湯の香橋の建設目的は、町のシンボルとなっていた朱色に塗られた木造の太鼓橋が老朽化したため、平成2年度に熊本県のアートポリス事業の一環として、現在のコンクリート橋に架け替えられたものでございます。そのコンセプトとして、交通システムの変化によって、人の目的が変わってしまった温泉街に、再び人の賑わいを取り戻そうという最高の計画であったと聞いております。近代以降の橋は、自転車や車を渡すといった機能性や、早く、そして安くという経済合理性のみを主眼として造られ続けてきましたが、ここではそれとはまったく逆の、歩いて渡ることが純粋に楽しみであるような、そんな橋が求められ、造られたものでございます。

最後に、湯の香橋の塗り替え等の改修工事でございますけれども、従来、住民の方には赤橋というイメージが強く残っておりまして、そのことからだと思いますけれども、現在所有者は芦北町であり、町が単独で改良することには問題はございませんが、湯の香橋に対しては設計者の意図というものがあり、御理解を得なければならないと考えております。今後、地域振興に結びつくかの問題も解決しなければなりませんので、検討のための時間をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤井公明君） 林田君。

○2番（林田耀宏君） ありがとうございます。町長の前向きな意見を、本当ありがとうございました。また、観光課の課長の意見もありがとうございました。

そこで、湯の香橋の件でございますけれども、湯の香橋は本当に素晴らしいなあということで、私たちも当時建設をされたときには、町がしたことはすべて活性化のためになるということで、みんなで住民で協力しようと、まつりをあそこに移したわけでございます。しかしながら、住民からはいろいろな、その当時はですね、自転車も通らないとか、いろいろな意見がありまして、現在は自転車が通るように

改善されたりしております。昨年ですね、熊大の生徒が来まして、卒論を書きたいと、趣旨はですね、いうことでございましたけれども、アートポリスの建設をされた建築物を見て回り、そのアートポリスがどのような地域に効果があったのかということ調べて卒論を書きたいということでもございました。そのときに、目的は何のための目的で出来たんでしょうかということでもございましたが、私も多分観光目的でしょうということでしたんですけれども、今話を聞きまして、目的は温泉街としての人の賑わいを取り戻すための計画で造られたと、今ありました。しかし、果たしてそうでしょうか。湯の香橋につきましては、ペンキの色も剥げ、ライトも消え、そして下のところの歩いていける階段がありますけどですね、遊び場、そこには泥は積もり、本当に私たちも毎年クリーン作戦をしている中で、あそこだけはもう草を取れないというような状態に陥っております。その件につきまして、再度その湯の香橋の町の所有となっておりますので、改良可能かということで答弁がありましたので、そのところを私たちが思う、その町民からの意見としまして、大規模な工事というのはできませんけれども、色の塗り替えか少し欄干を付けて、やはり1300年の歴史を考えたときに、湯浦町に入ったときに風情が、「あら温泉に来たなあ」という風情のあるためのまちづくりをですね、されればと思いますので、もう一度、そのところを湯の香橋につきましてお話しいただければ有難いと思います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） あの現在の湯の香橋が建設されたときに、住民の方々も入って、いろいろと話し合いをされたようであります。そして、当時の町長が、住民の方々の希望、そしてまた町長の御意志もあったと思いますが、やはり朱塗りがよかぞということで提案をされましたが、県のアートポリス事業に乗りますと、設計家の意思が100%尊重されるということになりまして、随分議論をしたようでございましたけれども、結局、アートポリス構想では現代的な設計ということになってしまいました。その後、いろいろと自転車が通れない、車いすが上がらない、階段が多すぎるとか、いろいろございまして、スロープを付けたり、通行がより楽にできるようにということで県と相談しましたら、設計家の方に行けと、設計者のところに行けということでございましたから、京都在住の方でございまして、行きました。随分難航いたしました。しかしながらですね、ようやく今の形に改修をしたわけであります。これに色を塗るとなるとですね、かなりの私はですね、困難が予想されますが、このことについて、あの周辺をどうするかも含めてですね、含めて全体構想の中から活性化協議会の方々と話し合いをしまして、そして一つの構想をもって、また再びその設計者の方にお会いしてですね、お許しをいただくようにして

みたいと思います。そのための時間を少々賜りたいと思っております。

○議長（藤井公明君） 林田君。

○2番（林田耀宏君） ありがとうございます。そのように是非お願いできればと思いますが、本当にやっぱりその設計者の方にはですね、プライドがありますので、なかなかとは思いますが、そこをまたもう20年も経ちましたので、再度、その活性化のための橋としてですね、手続きをしていただければ有難いなと思っております。

それで、先ほど言いましたように、やはりライトが消えたりですね、色が剥げたりしております。そして、下の階段を下りてからのその遊歩道のところにですね、それはもう設計上そうやって造ったんでしょうけれども、そこに本当に土砂が溜まって、今度は反対側の木村輪業さんのところの側の方に流れが行きまして、非常に危ないなあという感じも、町民からの指摘も出ておりますもので、そのへんのところの対策はないものかと。ライトと色というか、土砂ですね、そのへんも関連してお願いしたいと思いますが。

○議長（藤井公明君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田茂幸君） 建設課としてお答えを申し上げます。

まず、ライトの修復でございますけれども、建設当時のそのままの照明復元については、現在のところ無理かと考えておりますけれども、人道橋、すなわち人が渡る橋としての機能をもたせる程度の照明を付けたいと考えております。

次に、階段を下ると遊び場になっておりますけれども、ここの件につきましては、管理者でございます熊本県におきまして親水公園的なものとして建設されたと聞いております。しかし、御指摘のように、土砂が堆積し、雑草が茂っている状況でございますので、現地にはまたごみの不法投棄も見られるため、改善策を講じられるよう、11月上旬に県に要望いたしました。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 林田君。

○2番（林田耀宏君） ありがとうございました。なるほどそこはですね、県の管理ということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、先ほどの湯浦温泉センターの件でございます。湯量が少ないという話でございますけれども、今現在、温泉協同組合との関係はどうなっておりますかということでもっとお願いします。

○議長（藤井公明君） 坂梨商工観光課長。

○商工観光課長（坂梨 優君） 湯浦温泉協同組合にあってはですね、現在、総会と会議等に一応オブザーバーということで御案内がっておりますけれども、現在、休

業中という一つの流れがありましてですね、なかなかその一つの組織がありますので、町がどうのこうのという一つの考えはまだありません。それは今後ですね、湯浦温泉協同組合がどのように推移していくかというのは、今後見守りたいと思います。

それからまた、それぞれの中でですね、いろいろな温泉組合からの御提案もまだ自主的にないわけで、そういったものを聞きながらですね、対応していけばなと思っています。

以上です。

○議長（藤井公明君） 林田君。

○2番（林田耀宏君） 私が議員になさせていただいたときは4月ですけども、3月の議会で岡部議員の方から、湯量が足らないと、ヘルシーパークの方でありましたときに、坂梨課長は温泉協同組合の温泉もあるので、それも踏まえて、その掘削などを考えてみたいという答弁があったと、資料を読ませていただきました。そこで、その温泉協同組合の温泉の施設の資源をですね、今質問したわけですけども、そのへんも踏まえましてですね、湯量の問題を解決していただければ有難いなあと考えております。そしてまた、私も温泉協同組合に入っておりますけれども、理事ではありませんので、詳しくはちょっとわかりませんが、そのへんのところはまた温泉協同組合の建物とかですね、資源もありますので、併せて活用していただければ有難いと思います。再度、その温泉協同組合の建物とか、その温泉の例えば温泉センターも古くなっておりますので、そのへんの施設の改修とかの考えはないかということでお願いをしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 坂梨商工観光課長。

○商工観光課長（坂梨 優君） 先ほど御答弁申し上げましたように、湯浦温泉センターの老朽化も含めましてですね、総合的な一体的な整備も必要かと思われますので、そのへんを含めて検討してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤井公明君） 林田君。

○2番（林田耀宏君） じゃあ是非前向きに検討をですね、本当、財政の面が厳しい中でございますけれども、検討のほどをよろしくお願いいたしますして、津奈木にインターが通るまでには、本当に湯浦温泉らしい街並みをですね、つくっていただくと、町民の代表として思っております。

それから、先ほどの温泉神社の件でございますけれども、現在ヘルシーパークの跡地あたりでもですね、そこに温泉神社を移せないかといいますのは、当時、その温泉神社を移したときは、見晴らしが確かによかったんです。私たちも何回か行きて、見ていましたけれども、今はやはり草がですね、木が茂ったり、もう下も見

えません。そして、今、高齢化になりましてですね、当時の役員の人たちが、やはりもう全然歩いて行けない状態で、清掃もできないということで、もうその人たちが、やっぱり下がよかったばいと言われる方が多いんです。下にあれば、今、本当有難く、温泉の川の遊歩道がですね、散歩の方が非常に多くなっております、湯浦川ですね。だから、あそこにあったとしたら、温泉神社がいいかなあとと思います。そして、当時、その湯浦の温泉神社が下にあったときには、湯の神さんといひまして、そこでまつりがあったんです。そのときには本当に屋台が出たりですね、盛んなまつりがあったおりました。再度、そういう温泉の雰囲気をつくるためにもですね、ヘルシーパークの跡地の少し空き地にですね、そういった戻せないかということで、再度質問します。

○議長（藤井公明君） 坂梨商工観光課長。

○商工観光課長（坂梨 優君） 下に下ろせないかという判断についてはですね、なかなか上がいい、下がいいという一つの判断も分かれると思いますので、今後、場所の検討も含めてですね、地元から是非御提言なり、提案をしていただければ、うちもそれなりに検討を加えてみたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤井公明君） 林田君。

○2番（林田耀宏君） ありがとうございます。それでは、本当に前向きな意見ということで理解いたしましたので、ありがとうございます。

それでは、本当に1300年の湯浦温泉の歴史を誇る雰囲気を、街並みを形成していきたいということで、本当に今、地域の方々がこの前、みんなで旗を立てられて、通ってみられればわかりますけど、40本ぐらいの旗だと思いますけれども、あの湯浦の商店街、信号を通ったとき、何かこう活気が出てまいりましたので、そういった雰囲気づくりをして、地域住民が一体となって湯浦温泉を取り組みをしていければと、地域住民が一つになる心をつくるのが一番町の活性化だと思いますので、そういったのにもですね、町としても協力をいただければと思っております。

以上、これをもちまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（藤井公明君） 林田君の質問が終わりました。

最後に、宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） 議長の許可を得ましたので、一般質問をいたしたいと思ひます。

今年一年を表す漢字に「暑」という字が選ばれ、気象庁も初めて異常気象という表現をしたように、何もかも焼き尽くすような暑さが続いたことは記憶に新しいと思ひます。また、ここ数年来、暑い夏が続き、からから天気が続いたと思えば、ゲ

リラ豪雨が降る、そういう気象が続いておりました。農耕民族として発展してきた、この日本の先人の知恵と経験から生まれた暦の季節用語でさえ当てはまらなくなっており、このことは果実の劣化、漁獲高の減少、生態系の乱れなど、多大の悪影響を受け続けているところでもあります。

さらに、今年になっては追い打ちをかけるかのように、宮崎で発生した口蹄疫は、家畜の尊い命を奪い、家畜畜産関係者を震え上がらせ、宮崎はおろか、全国の畜産が崩壊するのではないかと思われた出来事でありました。幸い、本町には飛び火せず、すべての尊い命を失われずに終息したことは、町民も安心し、その影には畜産農家の最大限の苦悩と努力があり、また担当の町職員も気が抜けず、大変だったろうと思っているところでもあります。

さて、このような時代背景の中、政府はTPPへの参加を表明し、農業を生業としている者にとっては、まさに混とんとした先の見えない時代に突入し、日本農業の歴史が大きく変わろうとしているこの現状を踏まえ、いくつか質問をいたします。

まず最初に、第一次産業支援の状況はどうか。また、今後の考え方はということでもあります。

2番目に、本町は急傾斜の果樹園も多く、緩傾斜のいわゆる丘というような地形が少ないと思うが、そのわずかな作業効率のよい農地が荒れてはいませんか。また、有効活用に向けた流動化は進んでいるでしょうか、伺います。

次に、木材の価格も安く、林業の魅力が失われていると思います。活性化策はあるのかを伺いたいと思います。

4番目に、猟師の、山の猟師です、鉄砲を撃たれる方の猟師であります、猟師の減少をどう感じておられるか。森から山里へ、さらに住宅街へと野生動物が下りてきています。本町もシカやイノシシなどで、山林、水田、農産物、畜舎など、多大の被害があると思います。趣味の範囲を超えて、鳥獣害対策としても力を借りなければならぬ人たちであり、またなかなか山深く入る人が減っている中で、自然を観察する力をもっておられると考えていますが、いかがでしょうか。

次に、漁業の活性化策を伺いたいと思います。また、発想の転換で、海水魚のトラフグを温泉水で養殖されているところがありますが、調査研究してみる考えはありませんか。

最後に、食は命の原点であり、第一次産業は国の礎であります。大事な食物、日本人の魂が政治の舞台やバラエティ番組の道具としてもて遊ばれていると思います。心の教育、強い身体と精神力、郷土愛を育むために、食育教育を根気強く続けてもらいたいが、いかがでしょうか。

次の質問に移ります。水道事業に関して質問をいたします。まさに命の根源である水、その中で生活用水、特に飲料水は生きるため不可欠であり、それゆえ、地下水が豊富な我が国、また熊本に生まれて幸せを感じ、日々水の有難さに感謝しているところです。また、本町においては、旧田浦町時代に切望していた旧宮田配水池の築41年老朽化に伴う進入路新設、本体の新築は、合併後実行してもらい、安心して安全な水を利用できて、多くの町民が喜んでいるところです。生命の源であり、地球環境のキーワードでもある地下水という考え方をもって質問をいたします。

1 番目に、宮田配水池は順調であるか。

2 番目、町水道以外を生活用水として使用している世帯の割合はどれくらいあるのか。また、安全な水であるのか。

3 番目に、町水道以外を利用されている世帯に限り、水質検査を初回のみ町から助成をしていただき、結果、無料にすることはできないか、この3点についてお問い合わせをいたします。

壇上からの質問は以上で、あとは自席からといたします。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） お答えいたします。

第一次産業支援の現状と今後についてでございます。第一次産業への支援につきましては、生産者の声を第一に、国・県の補助金等を最大限活用しながら、JA、森林組合、漁協等の関係機関との連携を図り取り組んでいるところであります。施策の根本にあるのは、未来につなげる芦北町農林漁業基本条例でありまして、管内の市町と比べますと、格段に手厚い支援を行っていると感じております。今後も基本条例の理念をもって、第一次産業を取り巻く情勢の変化に柔軟に対応すべく、積極的に支援を行っていきたいと考えております。

以下、具体的なお尋ねにつきましては、担当課長から答弁させます。

続きまして、宮田配水池は順調かというお尋ねでございます。配水池の老朽化に伴いまして、当時の容量205立方メートルの配水池を平成19年度に、芦北町では初めての耐震性を有するステンレス製、容量は倍の408立方メートルの配水池を築造し、併せまして幅員4メートルの管理道路を新設いたしました。その結果、現在ではより以上に安全でおいしい水の安定供給が図られておりまして、順調に健全な需要、運営が行われております。

続きまして、水質検査についてのお尋ねでございます。個人の井戸等につきましては、個人財産として特定の世帯が使用するものでございますので、その管理全般につきましても責任は、原則として使用者たるその世帯が負わねばならないもので

ございます。したがって、現在は水質検査に関する御相談や、検査の斡旋等につきましても、上下水道課が窓口となって対応しております。なお、御提案の件につきましても、今後、個人財産に対して安全・安心なまちづくりの観点から、どこまで行政が対応できるのか検討してまいりたいと思います。

以上、答弁に代えさせていただきます。

○議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） それでは、農林水産課の方から、御質問の1番から5番までを順次、御説明をしたいと思います。

まず、果樹につきましてでありますけれども、甘夏、デコポンなどの柑橘について申し上げますが、甘夏はピーク時におきまして、水俣まで合わせたJAの3選果場の出荷量がそのピーク時には3万トンを超えておりました。現在では選果場が昨年統一をされたにも関わらず、デコポンと甘夏を合わせた22年産の出荷計画は約4分の1以下になっておりますが、7,000トンという状況になっております。今後はそのマルタブランドを守るという観点からも、これ以上、出荷量を減らすわけにはいかないというふうに思っておるところでございます。その生産量の確保とあわせまして、品質の向上が不可欠でありますので、デコポンの高接ぎ園の解消に向けた支援を引き続き行ってまいりたいと考えておるところでございます。そのほか、青果の販売にとどまらず、2級果の販売強化でございますとか、加工品の充実を図るため、JAあしきたが提唱しております「芦北まると販売」構想についても支援策を検討する必要があるだろうというふうに考えているところでございます。

次に、落葉果樹は柿太秋が管内で20ヘクタール程度、作付けがなされております。それで、産地化できる体制が整ってきたと思っておりますので、これを中心に支援していくこととしております。

続きまして、農地の流動化の現状について申し上げますが、平成21年度に農地法が改正をされました。農地利用集積円滑化事業というのが創設され、JAがその農地利用集積円滑化団体として農地の貸付事業を積極的に展開をしております。また、企業の農業算入に大きく道が開かれ、町内におきましては株式会社吉永商会在JAなどの助言を得ながら、水稻でありますとか、タマネギの生産に取り組んでおります。JAの子会社でありますそれいゆアグリは、農作業の受託に加えて、タマネギを中心とした生産活動にも着手をしています。そのほか大野において、農業生産法人が発足をみておりますし、告地区においても法人化の動きが進んでいるというところでございます。

次に、林業の活性化策についてのお尋ねでございますけれども、木材の取引価格

が長期に低迷をしております、非常に厳しい状況にあります。これも林道の整備でありますとか、間伐の促進などの川上の対策、それに加えて木造住宅建築支援事業に代表される川下対策を展開をしておりますが、原木の販売で利益が出ない状況を変えるまでには到底至っていないところでございます。現在の木材流通価格は、そもそも国際的な価格を目指しております、この輸入材と競争できるようにするには、山元からの搬出経費をいかに抑えるかということにつきるだろうと思っております。戦後の拡大造林によりまして植林されました杉でありますとか檜が伐期を迎えておりますけれども、競争力を確保し、持続可能な林業へ移行するには、低コスト化の鍵をにぎる高性能林業機械の利用ができる路網の整備、いわゆる道の整備が不可欠だろうと思っておりますので、受益者負担の少ない事業を活用し、森林組合などと連携をして取り組んでまいります。また、温暖化対策として有効な切り捨て間伐材などを利用した木質バイオマス燃料として、そういう不要な木材を利用するという試みが各地で出てまいっておりますので、そのような取り組みにも注目をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、猟師の減少についてでありますけれども、近年はイノシシやシカ、それにヒヨドリなどの鳥獣害が拡大の一途にあります。その中で猟友会のメンバーは年々高齢化をしております、早晩、駆除隊の編成ができない状況が生じるのではないかと危惧をしているところでございます。一方、猟銃の保有につきましては、保有そのものが年々規制が厳しくなっております、猟銃免許の有資格者を確保することも非常に困難な実態もでございます。町では、有害鳥獣対策協議会というのを設立しております、猟友会の会長をそのメンバーに加えて、いろいろな対策にアドバイスをいただいているところでございますけれども、その中で罾猟免許のですね、取得者を増加させる方が有害獣駆除の早道であるというアドバイスをいただきましたので、罾猟免許取得費用などに助成をする制度を立ち上げております。その結果、昨平成21年度で11名、平成22年度は12月現在でございますけれども、13名の罾猟の新規取得者を確保することができました。そのほか国の交付金事業を活用しまして、箱罾を33基作成をいたしまして、猟友会の分会ごとにですね、その箱罾を貸し出しをいたしまして、有害獣駆除に役立てているという取り組みも行っているところでございます。

最後に、漁業の活性化策等について申し上げますけれども、漁業の現状は田浦、芦北、両漁業協同組合がございまして、その組合はそれぞれもう組合員数自体が100名を割り込んでいるという実態がございまして、これにあわせて漁獲量が少なく、組合自体の体力も非常に低下をしておりますために、新たな事業がその組合で展開できないというような状況もございまして、そのような中で、タイでありま

すとかクルマエビ、ヒラメなどの放流事業を行って、漁獲量を増やすというようなこと、それと漁業者自体に直接支援できるように、漁船保険でありますとか、エンジン改修などを支援する事業を行っているところであります。新しい取り組みといたしましては、本年度から熊本オイスター、いわゆる養殖カキなんですけれども、この試験を芦北漁協で行っておりまして、来年度も引き続き実施する予定にしているところでございます。

最後に、とらふぐ養殖についてでございますけれども、これは栃木県におきまして、温泉水を利用した陸上養殖が行われており、テレビや新聞などにも大きく取り上げられているということは承知をいたしております。御立岬温泉の塩分濃度が3.2%ということでありますので、ほぼ海水の濃度であります。これを活用すれば養殖は可能であろうと推測をいたしますけれども、町において研究するかどうかということについては、専門機関でありますとか、漁協などの意見を聞いてみたいと考えているところでございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（藤井公明君） 本山教育委員長。

○教育委員長（本山 嵩君） 宮尾議員の6番目の質問にお答えをいたします。

食育でございますけれども、御案内のとおり、食育とは食の安全に関する知識や望ましい食習慣を身につけさせ、健全で豊かな食生活をおくる能力を育むこととされております。また、豊かな自然によって育まれる食物の恵みに感謝する、心を育てる教育でもございます。現在、各小中学校では食育の一環として、10種類以上の米、野菜等を栽培し、調理して食しております。今後とも、食育と農林水産業との関わりを理解させるとともに、体験活動等を通して、その課題に向かって取り組むそういう姿勢を教育委員会としても積極的に取り組んで推進をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本正博君） 質問事項の2の町水道以外を生活用水として使用している世帯の割合はどのくらいか、また安全な水であるかの質問についてお答えをいたします。町水道以外を生活用水として使用されている世帯の割合は全体の33.8%であります。なお、上下水道課におきましては、町水道の事業運営が主管であります。したがって、町水道以外の水質につきましては、保健所の管轄でありますので、安全な水であるかとは把握していません。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） 多岐にわたって質問をしておりますので、一つずつ片付けていきたいと思います。

まず最初に、農林水産課にお伺いをいたしました、支援の状況はどうかというようなことであります。私もこの状況というのは、十分承知の上で質問をいたしております。この芦北町、先ほど町長のお答えにもありました、また農林水産課長の答えにもありましたとおり、手厚く支援をしていただいております、素直にこれは感謝をしなければならないことであります。また、JAの物産館などにおいても、作る喜び、売る楽しみなどを、今、農業者あるいは組合員の方、出荷者の方は楽しんで作って活用をいたしておるところであります。ただ、私が一つ心配なのは、今後の政府の方向として大規模化、そして企業、生き残るためにはそういう集約をしなくてはいけないというような方向にどうしても進んでいってしまうと、そういうのがちょっと懸念をされるんじゃないかならうかと思えます。やはり、地域おこし、また集落を守るのは一個人個人のそこに住む方でありまして、土着の方がやはりその地域を守っていくんじゃないかならうか。そういうことにおいては、今度も第六次産業について、加工品とかその商品を使った、農産物を使った加工品、その機材などにも補助をするというような政策も出ておりますけれども、今の支援策も使う方、しょっちゅうJAとか振興局とか、農林水産課に来て、何かよか補助はないかというようなことで、使える人はよく利用されているわけですが、なかなかその利用をされない方もいらっしゃると思えます。やはり夢の扉とか希望の扉は、自分で叩いて開けていくのが当然のことではありますけれども、今後は農産物も多岐にわたって、そして加工品とかそういうのを今後生産していく上には、多岐にわたっておりますので、そういうハード面、そして地域を守る方、ソフト面、相談部門とか、または後継者への助成、また引いては結婚問題においてもですね、これは農林水産課の課じゃないんじゃないかと思われるようなことがあろうかとも思いますが、そういうときは行政として地方を守るという意味合いの中で、ほかの課とも連携をもって相談業務にあたって、相談業務も一つの支援だと思っておりますので、そういう方向で考えていただければと思っておりますが、そういう私の質問に対して答えを、課長からでももらいたいと思えます。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） ただいまの御趣旨は十分理解できます。国県補助事業等をですね、これらは最大限に探し、また活かしていきたいと思えますが、今の元気を失った日本のですね、再生の鍵は私はやっぱり地方にあると思えます。この地方をいかに活性化するか、なにかずく第一次産業につきましてはですね、国県にない補助事業であれば町で、いつも申し上げますように、オンリーワンのですね、支援策がで

きないか、そういうのも共にですね、考えて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（藤井公明君） 宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） 今の町長の考えのように、よその町ではできない、この芦北町独自のその政策というようなことを考えていただいて、相談に来られる方にはその親切、懇切丁寧に相談にあたっていただくように、これは要望をして、1つ目の質疑は終わりたいと思います。今までもかなりのやはり支援をしていただいたことは、今の農業者も、あるいは漁業者の方もよく知っていると思っております。それでは、一番最初の質問は終わります。

次、2番目、本町のその急傾斜といいますか、それが多く、かなりの危険度も伴っております。その急傾斜というところは、今後少しやはり減っていくんじゃないかなろうかと思えます。その中で緩傾斜のところがやはり荒れているというか、有効利用されていないというようなところがあると思っております。そこで、農業委員会の方も農地の廃園地とかの調査をされておるようではありますが、今後、農業委員会等でも連携をとって地域の有効活用できる土地がないかというようなことを、やはり綿密に調べて有効できるような土地はそこを紹介して、ほかの方が使うというようなことで、有効活用に結び付けていけばいいかと思っております。今朝の農業新聞でございましたが、福岡の伊勢丹ですか、デパートが農業体験の福袋を4万円で売り出したということであります。やはり土に親しんでいきたいというような方々はたくさんいらっしゃるんじゃないかなろうか、そういうところで考えたときに、やはり将来、芦北町にも観光農園等ができて、緩傾斜の地域を活用して、そこに人を呼ぶというようなこと、こういう夢のあるような施策、そういう方向に向けて緩傾斜等の農地の流動化ということも今後は是非考えていっていただければと思います。それをするには、やはり地域の特性を出さなくてはいけないんじゃないか、大岩地区はこういう、大野地区はこういうことをしなくてはいけないというようなことを地域の農業委員さん方、あるいはJAの関係者の方々とも協力をし合って考えていけばいいんじゃないかと思えます。これは一つのヒントだと思いますので、話をさせていただきたいと思えます。大岩地区で水口議員も紙作りをされております、和紙作りですね。その和紙作りに関して、コウゾという木が必要となってきますが、なかなか紙すき体験はしたいけれども、その後継者を残す、紙すき作りはずっとしたいが、コウゾを取りに行く人が今後いるのか、あるいはコウゾの木がたくさん生えているところがだんだん少なくなっているという聞いております。そういうのを仮に使われていない平坦地があれば、そこに植えたらコウゾの原料もすぐ取れるんじゃないかと、そういう使い道、夢もあるんじゃないかなろうかということで、これはただ話

として聞いておいていただきたいと思います。この農地の流動化について、農業委員会とも十分話をされておるか、ちょっと柳田課長にお聞きしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） 申し上げます。

まず、一つの数字を申し上げておきたいと思いますが、昨年、農林水産課におきまして、耕作放棄地の実態をつぶさに見て回りました。その結果ですね、町内には2,500ヘクタールほどの農地があるといわれておるんですが、750ヘクタールが耕作放棄をされているという状況が見られました。そのうち約400町がほとんど放棄をされて復活が不可能というふうなところ、何とか今の状況を今手を入れればというのが残りの300町とかそのようなオーダーでありました。それで、農業委員会としましては、本年度そういう耕作放棄をされた町内所有者の方々に対してアンケート調査を実施しております。それを最近、ようやく取りまとめをしたところでありまして、それを農業委員の担当地区の分を農業委員さんにすべて内容をお見せして、それをもとに斡旋ができるところは斡旋をしてくださいというふうなことで申し合わせをしているところであります。

それともう一つ、先ほどもう手が付かない状況というところがございましたけれども、これは農振法との絡みもございますけれども、これにつきましても農業委員会の方では、非農地の確認をして、本人の方に非農地の通知をすることによって、その方が本人がそれをもとにもういつそのこと林地に換えようと、林地に換えて、鳥獣害対策とかそういうものにつなげていこうというふうな、そういう視点の捉え方ももっているということでもありますので、農業委員会のそのような耕作放棄地とか流動化に向けた取り組みは来年度から本格的になるということを申し添えておきたいと思います。

○議長（藤井公明君） 宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） 是非、もったいない、少ない農地であります。それを是非後世につなげるように、有効活用をしていただきたいと思います。

次に、木材価格のことではありますが、確かに山林の中に入っていくこと自体が少なくなっていると思います。ですから、非常に緊迫した財政状況も続いておりますけれども、その山主さん、あるいは地域から要望があれば、是非林道の造成というのは、ほかの補助金なりも見つけながらやっていていただきたいと思います。

そして、現在、町政の中で住宅建設の補助がございますが、その川下事業というのは非常にいいことだと思います。これが全国的に広がれば、日本全国の景気の上

向きに必ずつながっていく施策だと思いますので、是非今後も続けていっていただきたいと思います。

次に、猟師の減少のことではありますが、以前は生活の一部、生きる術として、やはり山に入って猟をされている方もたくさんいらっしゃったかと思います。その中で今後、鉄砲の猟から罠に換えて、鳥獣の対策をしていくという話ではありますが、まさにそれが正解の方向にいくんじゃないかと思っております。ただ、先ほども申しましたとおり、猟師の方は山を好きで山の中に入っておられますので、自然を観察する力をもっておられます。いざというときは、やはりいろんなことでお世話になることも多くなりますので、今後、若い人たちといいますか、猟に関して、これは懂れるなあ、格好いいなあと思わせるためには、やはりどうしたらいいか、それは少しでも、一人でも二人でも増やす方向で、その基本になってくると思いますが、それは支部の合併等がなからんと、ちょっとできんのじゃないかという気がいたしております。以前からやはり猟をされる方は、ある程度のその縄張りがあるというようなことも聞いております。そして、自分たちのこのやり方やり方が地域地域にあっておりますので、ただ今後その後継者を残していくためには、芦北町の猟友会の方々が一緒になって話し合いをもつというようなことも大事になってくるんじゃないかなと思いますので、先ほどの林業のことと、それと新築の町産材の補助のこと、そしてこの猟師の話し合いをもたれてするというようなことで何か答えがあったら、町長の方からでもよろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） ただいまの政策として、川下対策、林業振興を目的にやっておりますが、この件につきましては、引き続きですね、これにも取り組んでまいりたいと思います。

それと、猟師の方はですね、全国的には、これは大日本猟友会の統計ですけれども、昭和50年に30万人を超えておりましたが、もう今10万人を切ってしまったと、全国的にですね。本町も数が少なくなっておりますし、高齢化も進んでおることでもあります。さっき課長から答弁もございましたが、銃規制がですね、大変厳しくなりました。猟銃による事件がですね、重大事件がやはり時より発生しておりまして、そのこともございまして、指導的にはもう持たせない方向へと進んでいるのではなかろうかなと思われるぐらい厳しいのであります。そういうことで、今後はもう国会でもですね、この鳥獣害対策は真剣に取り組みをなされて、法制化もなされたところでございますので、こういった制度を活用しながら、そしてまた地域の特性にですね、合ったような御指摘の取り組みをしてまいりたいと思います。猟友会関係者の方々とも、今後ともさらに意見交換等をですね、深めてま

いりたいと思います。

○議長（藤井公明君） 宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） 是非、今の答えのように、チェックをしていただきたいと思います。

次に、漁業の活性化で、とらふぐの話をいたしました。田浦の甘夏ミカンが発展をしたときも、まず最初に夏ミカンの木に一つの枝だけカラスが来てつつくという枝を発見をして、それにヒントを得て、田浦の先人が目を付けたのが始まりでありました。やはり、どこに成功の鍵が落ちているかわかりません。それを早く感じて、そこのまちづくりにつなげればいいんじゃないだろうか、そういうことが町の発展につながるという気がいたしておりますので、このとらふぐの話をしたわけですが、まず専門家では私もまったくありませんので、漁業関係者等、あるいはそれに詳しい方の話等を調査をまずはしていただいて、そこで判断をしていただければいいんじゃないか、こういう考えをしょっちゅう漁業関係者の方々ももっておられて、常に自分たちの生活のためにも、まちづくりのためにも、ヒントがないかということを考えておられればいいと思います。

最後に、教育委員長にお伺いをいたしまして、お答えをもらいました。私は、この芦北町というのは、よその町村に比べて非常に子どもたちの活動というのが活発じゃないか、また地域の方々も食育に関しても活発じゃないかと思っております。それは先日も佐敷小学校の子どもたちが、これはアフガニスタンにカバンを送ろうと、ランドセルを送ろうという運動、また田川とか大野地区、ほかの地域の方も援助米をカンボジアに送ろうかというようなこと、これが延いては食育の学習にもつながっていくんじゃないかと思っております。今の子どもたちをつぶさに様子を見ておりますが、生きるための食事から、楽しむ食事になり、時々はこの子どもたちは餌を食べているんじゃないかと思われるような様子も見受けられるようなことがあります。いただきますから食べる、そして食うという、そういう表現になるほど、食文化が現在は衰退しているんじゃないかと思います。そのように、飽食になった反面、体格がよくなりましたけれども、中には食物アレルギーも見受けられ、食育とは少し関係がないかもしれませんけれども、今の子どもたちの中に和式トイレの使用もできない子ども、また立ちしょんべんもできない子どもがおるというようなことを聞き及んでおります。これは家庭の教育の一環としても考えられることではないかと思いますが、私だけでしょうか、この日本の将来を危惧して心配をしているのはたくさんいらっしゃると思いますけれども、世界中とやはり競争をしていく時代になって、すべて世界の規模で考えなくてはならない時代になってきていると思っております。世界の紛争とか、天候、食糧危機、資源への投資、奪い合い

など、非常に今のまま平和な時代が続けばいいと思っておりますが、なかなか朝鮮半島とかの問題もありまして、大変危惧をしていると思います。子どもたちとともに先生方が万が一のことが発生をしたら、生き延びることができるのかというような教育まで今後は必要になってくるんじゃないかと私は思っております。知恵と体力と、この精神力も身につけてほしいと思います。この芦北町の子どもたちが外国にいろいろ支援をしたりする精神ができたのは、私はこれはカンボジアに学校をつくる運動の賜じゃないかと思っています。それによって、波及効果で親も子どもたちも自ら募金を集めて、それを外国へ送る。そして、私も去年のちょうど今頃でしたが、参加をさせていただいて、カンボジアに行ったことでよく理解をいたしました。その途中、経由地でありましたが、バンコクでの添乗員の話、世界中から観光客が訪れるが、日本人が一番弱くなったと。何か食べたらすぐ下痢したり、お腹を壊して病院に駆け込むと、そういう話を聞いて愕然といたしました。その後、帰国した後、田浦出身の鹿児島大学名誉教授の山本清洋先生でございますが、その先生が3歳まで200種類の雑菌を身体の中に入れないと、アトピーとか菌に抵抗力のない子どもが育つというようなお話をされて、私はこの2つの経験というのは、非常に自分のためにもなりましたし、今後の学校教育の、食育教育の基礎になっていくんじゃないかと思っております。夢のある第一次産業を実現するためには、やはりその食物を作ること、それを食べること、それを通じて郷土の良さを学ぶこと、郷土愛を学ぶこと、それが食育の基本だと思っております。今、長々こっちからお話をしましたが、それについて教育委員長、再度、御答弁をお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 本山教育委員長。

○教育委員長（本山 嵩君） 議員の今のお話、私も感動して聞かせていただきました。実際、教育をする私たち自身が、子どもたちと一緒に歩いていく中で、この植物はこんなものだ、この時期になると実を付ける、こういう植物は薬用に使える、あるいは食用に使える、そういう知識を得ながら、私たちは子どもの頃、遠足に行ったものでございます。指導する先生方にもそういう体験を是非積んでいただきたいと思ひますし、そういう研修も私たちは進めていかなければならないというふうに思ひます。お互いがいろんな場面で学習をしながら、学びながら、私たちのやはり生きる根底であります、心を支え、そして強い体をつくり、そして人と人とのつながりをつくっていく、そういう教育を積極的に推進してまいりたいというふうに改めて思った次第でございます。今日はありがとうございました。

○議長（藤井公明君） 宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） 是非、学校でもいろんな社会情勢も教えながら、食育教育に取り組んでほしいと思います。これで第1番目の質問は終わりました、水道

課の質問にまいりたいと思います。

宮田配水池、丘の上を見ますと、銀色に輝いた配水池があって、これは非常に清潔な水を配給してもらっていると思います、住民も喜んでいることと思います。その宮田配水池に限らず、各配水池においては、水道課の方々も十分定期的に検査をされ、安心・安全な水を供給をしていただいていると思います。町の水道の便りを見てみますと、児童の学習の場として、浄水場とかを見学に行っているというような記事も載っております。今後、そういう方向も是非取り組んでいただいて、水の安全性、大事さを学んでいってほしいなということで、これは要望しておきたいと思っています。

それと、先ほどの安全な水の確保のことの2番目でございますが、その中でやはり町の当局として、情報として、安心・安全な水を供給しているのかというようなことは、それは定期的にやはり保健所と話し合いをしながら把握をしていく必要があるんじゃないかと思っています。今後は是非そういうことで、把握をしながら、常時、注意を払ってほしいなと思います。

その安全な水のことでありますが、私もこの情報として、合併後、海浦地区の水が足りなくなったとき、多くの職員の協力のもとに生活用水を運ばれ、地区の方々も大変喜んでおられた経緯があります。これは皆知っておることだと思います。現在、少し塩分が強いのかなという話を聞いておりますので、今後、それについて安全な水という観点から、計画があれば教えていただきたいと思います。

○議長（藤井公明君） 山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本正博君） ただいまの質問についてお答えしたいと思います。

海浦地区簡易水道につきましては、近年、今言われたように、水源能力の低下に伴う給水量の不足や、水質基準内には入っているものの、水質の悪化が進み、深刻な問題と認識しているところでございます。このことから、昨年度は新たな水源を求めて、専門業者に委託して水質調査を行いました。確固たる水源の候補地はなかったため、海浦地区におきましては、新たな水源開発はできないものと判断をいたしました。しかしながら、当地区の給水確保は急務となっていることから、上水道からの給水計画設計を平成23年度の当初予算におきまして要求しているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） 是非、それを実行していただき、海浦地区に安心・安全な水を送っていただきたいと思います。

最後の質問の再質問であります。先ほど農業の方の第一産業の方の質問の意見

とも重なる部分がございますが、地域に一人の方がいらっしゃれば、やはりそこには道ができて、そして光もとまります。古石地区あたりには、町外から住み着いておられる方もいらっしゃいます。そういう地域づくりの観点から、またそういう人たちのためにも、1回に限り助成をされて、水使用の利便性を高めていただければということを再度お伺いをいたしたいと思います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 安全・安心なまちづくりの観点から、十分検討してまいりたいと思います。

○議長（藤井公明君） 宮尾君。

○10番（宮尾秀行君） 最後に、生命活動になくてはならない水であります。それを担当する課として、誇りと使命感をもって、日々安全でおいしい水の供給に努力されることを切望いたしまして質問を終わります。

○議長（藤井公明君） 宮尾君の質問が終わりました。

以上で、一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時42分

再開 午後3時03分

-----○-----

○議長（藤井公明君） 会議に入る前に、寺本順一君から発言の申し出がっておりますので、これを許します。寺本君。

○4番（寺本順一君） 先の一般質問の中で、町の監査役については、財務監査だけというような発言でございましたけれども、従前はそうでしたが、平成3年の法改正によりまして、一般行政事務まで監査することができるということになっておりますので、私の発言を取り消させていただきたいと思います。どうもすみませんでした。

○議長（藤井公明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第2 発議第6号 小学校就学前までの子どもを対象とした国の医療費無料制度を早期に創設することを求める意見書案

○議長（藤井公明君） 日程第2、発議第6号「小学校就学前までの子どもを対象とした国の医療費無料制度を早期に創設することを求める意見書案」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。白坂君。

○6番（白坂康浩君） 発議第6号、小学校就学前までの子どもを対象とした国の医療

費無料制度を早期に創設することを求める意見書案。

提案理由。我が国の少子化傾向について、様々な理由が指摘されているが、医療費など育児における諸費用が大きいこともその一つだと挙げられており、安心して子どもを産み育てられるような環境を一日も早く整備する必要があります。

乳幼児期における疾病の早期発見・早期資料が子どもの生涯の健康を確保する上において極めて重要であることから、十分な乳幼児医療体制を構築する必要があると思われます。

本町では、子どもの医療費について、中学校3年生までの無料化を実施しており、他の地方公共団体でも独自制度として行われているものの、対象年齢など制度内容に格差が生じています。

よって、国及び政府に対し、国の制度として就学前までの子どもを対象とした医療費無料制度を早急に実現するように意見書を提出するものです。

議員各位におかれましては、御審議の上、意見書提出に御賛同いただきますようによりしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから発議第6号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第3 発議第7号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める意見書案

○議長（藤井公明君） 日程第3、発議第7号「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める意見書案」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。白坂君。

○6番（白坂康浩君） 発議第7号、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」

に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める意見書案。

提案理由。国において少子化社会対策会議で「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定され、今後、詳細な検討を行い、平成25年から新制度施行を目指すとされています。

この新システムは、市町村の保育実施義務をなくし、保育所入所を保護者と保育所の間の公的保育契約制度にするとともに、民間企業を含む多様な業者の参入を促進するために、認可制度を指定制度にするものであり、まさに保育を産業化させようとするものです。市町村の保育実施義務がなくなることから、保育所を探し、保育所と契約を結ぶのは保護者の自己責任となることなど、市場原理の導入により保育所が福祉から私益追求の場になる恐れがあることから、保護者の負担は増大し、家庭の経済的理由から保育所を利用できなくなる子どもたちが多数出ることも懸念されます。

よって、国及び政府に対し、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に関して、見直し等を行う意見書を提出するものです。

議員各位におかれましては、御審議の上、意見書提出に御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから発議第7号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 発議第8号 国の責任による安心・安全な国土づくりと出先機関の存続を求める意見書案

○議長（藤井公明君） 日程第4、発議第8号「国の責任による安心・安全な国土づくりと出先機関の存続を求める意見書案」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。草野君。

○7番（草野安道君） 発議第8号、国の責任による安心・安全な国土づくりと出先機関の存続を求める意見書案。

提案理由。本年閣議決定された地域主権大綱では、国の出先機関の原則廃止が盛り込まれております。

このように、地域主権改革の名のもとに、国の行政が地方へ権限移譲されようとしており、現在、国が直轄事業として進めている国道や河川の整備や管理を都道府県に委譲することが検討されています。

これが実行されれば、財政力のない地方の住民は、河川整備の遅れから、災害時には生命と財産が危険にさらされ、道路は十分な維持補修ができなかったり、交通渋滞が解消されず、不便な生活を強いられるなど、安心・安全がおびやかされるとともに、ますます中央との格差が拡大することは必至であります。

自治体の財政事情によって、生きる権利が脅かされてはならず、そのためにも全国的なネットワークと機動力をもった国が、その実働を担う出先機関の機能を維持し、国民の安心と安全に関して責任をもって対応すべきであります。

よって、国の責任で安心・安全な国土づくりが推進されるとともに、出先機関の存続を強く要望し、意見書を提出するものです。

議員各位におかれましては、御審議の上、意見書提出に御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから発議第8号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第5 発議第9号 環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉参加に反対する意見書案

○議長（藤井公明君） 日程第5、発議第9号「環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰ

P) 交渉参加に反対する意見書案」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。草野君。

○7番(草野安道君) 発議第9号、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉参加に反対する意見書案。

提案理由。政府は、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉への参加を検討しています。TPPは、関税撤廃の例外措置を認めない完全な貿易自由化を目指した交渉であり、ここでTPP交渉に参加すれば、農林水産業の崩壊を招き、関連産業を含む地域経済が大打撃を受けます。これでは国民が望む食料自給率の向上は到底不可能であります。

よって、我が国の食料安全保障と両立できないTPP交渉への参加に反対であるため、意見書を提出するものです。

議員各位におかれましては、御審議の上、意見書提出に御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(藤井公明君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(藤井公明君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(藤井公明君) 討論なしと認めます。

これから発議第9号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(藤井公明君) 異議なしと認めます。したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 総務常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件(所管事務)調査の申出

日程第7 建設経済常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件(所管事務)調査の申出

日程第8 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び特定事件(所管事務)調査の申出

日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の申出

○議長(藤井公明君) 日程第6から日程第9までの各委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出は、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出が提出されております。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（藤井公明君） これで本日の日程は終了しましたが、ここで昨日すでに議決をいたしております人事案件で、諮問第5号について、提出日が23年になっておりましたので、22年に訂正する旨の町長より文書でまいっております。したがって、22年に訂正をいたします。

以上で会議を閉じます。

平成22年第7回芦北町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

-----○-----

閉会 午後3時16分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員